

令和3年度 宮崎県信用保証協会の現況

～ディスクロージャー誌 2021～



宮崎市 青島神社の参道と鬼の洗濯岩

ごあいさつ

宮崎県信用保証協会
会長 武田 宗 仁



平素より当協会の業務運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。今年度も当協会の業務内容や事業実績、経営計画等をご報告するためのディスクロージャー誌を作成いたしました。ぜひご一読いただき、より多くの皆さまに当協会や信用保証制度に対するご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、令和2年度は、世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響により、社会全体の生活様式が変わり、経済等に大きな変化を及ぼした1年となりました。県内経済においても、国及び県独自の緊急事態宣言に伴う人流抑制の影響もあり、観光業や飲食業はもとより、幅広い分野の業種で大きな打撃を受けました。

そのため、これまでにない大きな影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまの一助となるべく、セーフティネット保証及び危機関連保証の発動により、新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付や新型コロナウイルス感染症対応資金等の制度を創設し、職員一丸となって資金繰り支援に邁進してまいりました。最終的には、令和2年度年間の保証承諾額は2,000億円、年度末の保証債務残高は2,300億円を超え、昭和24年の当協会創立以来過去最高額を記録したところです。

今年に入り、ワクチン接種が進む一方で、新たな変異ウイルスも発生するなど、未だ先が見通せないことから、中小企業・小規模事業者の皆さまにおかれましては、依然として厳しい状況が続くことが懸念されます。今後、当協会としましても、特にアフターコロナにおいて重要な経営改善、事業再生等の経営支援に注力し、企業訪問や専門家派遣事業等の個社支援に積極的に取り組むとともに、今年2月に再構築いたしました「宮崎県中小企業支援ネットワーク」を通じ、金融機関や商工団体等との連携を図りながら、県内経済の一刻も早い回復に貢献できるよう業務に邁進していく所存です。

また、保証申込から融資実行までのリードタイムの短縮や、コロナ禍における非対面・非接触による業務遂行を図るなど、効率的で利用者にとってサービスの向上が図れるよう協会業務のデジタル化の推進にも取り組んでまいります。

これからも中小企業・小規模事業者の皆さまに寄り添い、信頼され必要とされる信用保証協会であるべく、社会規範やコンプライアンスの遵守を含め、公的信用保証機関としての責任を果たしてまいります。皆さまにおかれましては、引き続きより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年8月

CONTENTS

ごあいさつ

1. 宮崎県信用保証協会の概要	2
● 沿革、業績の推移	
2. 信用保証協会の役割	3
3. 信用保証のしくみ	4
● 信用補完制度 ● 信用保証制度 ● 信用保険制度	
4. 令和2年度事業報告	6
● 貸借対照表 ● 収支計算書 ● 財産目録 ● 基本財産	
● 令和2年度の主な取り組み	
● 「新型コロナウイルス感染症」に係る対応について	
5. 中期事業計画・令和3年度経営計画	22
6. コンプライアンスについて	28
7. 個人情報保護宣言	30
8. 信用保証のご利用について	32
● ご利用いただけるお客様 ● 原則として保証を受けられない方	
● 保証の内容 ● 責任共有制度について ● 信用保証料について	
● 信用保証料に関するQ & A	
9. 主な信用保証制度の紹介	38
10. 近年の業務実績及び保証承諾統計	40
● 業務実績（5ヵ年分） ● 保証承諾統計（3ヵ年分）	
11. 役員・組織体制	47
● 役員名簿 ● 組織機構図	
● 業務管轄区域のご案内	

1. 宮崎県信用保証協会の概要

(令和3年3月末時点)

沿革

昭和24年3月29日 社団法人宮崎県信用保証協会設立認可
昭和24年4月16日 設立登記
昭和24年10月25日 財団法人に組織変更
昭和28年8月10日 「信用保証協会法」公布施行
昭和29年6月28日 信用保証協会法に基づく宮崎県信用保証協会認可

根拠法律

信用保証協会法

目的

中小企業・小規模事業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人となり、金融の円滑化を通じて、事業の健全な発展を支援する

基本財産

13,584百万円
基金 7,148百万円
基金準備金 6,436百万円

保証債務残高

件数 22,610件
金額 231,783百万円

利用企業者数

14,193企業（前年比4,693先増加）

役員数

理事 12名（非常勤9名）
監事 3名（非常勤2名）
職員 50名

事務所

本所
昭和37年7月1日 都城連絡所開設
（都城商工会議所内において、月1回の定期相談会を行っています。）
昭和49年5月27日 新事務所営業開始（現在の店舗：宮崎市宮田町2番23号）
昭和52年4月4日 延岡支所開設（延岡商工会館内）
平成26年4月1日 延岡支所廃止（延岡商工会館内）

業績の推移

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保証承諾	30,826	34,849	200,651
保証債務残高	82,863	83,333	231,783
代位弁済	793	755	797
回収	455	345	411
収支差額	42	17	0
保証利用率	27.6%	27.3%	40.8%

シンボルマーク紹介

グリーンが宮崎県の雄大な自然を表し、「信用」の『S』が県内経済に幅広く浸透していくイメージをデザイン化したものです。



2. 信用保証協会の役割

信用保証協会の目的

信用保証協会は信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業・小規模事業者が銀行その他金融機関から貸付等を受ける際に、その債務を保証することを主たる業務とし、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする公的な保証機関です。

信用保証協会の理念

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業・小規模事業者に対し、公的機関としてその将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、金融相談、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

中小企業者等のために

信用保証協会は信用保証協会法に基づき設立された公的機関として、経営に真摯に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、金融上の公的保証人となって、中小企業・小規模事業者と金融機関とを結ぶ「架け橋」の役割を果たすとともに、中小企業・小規模事業者の経営の改善発達に係る助言その他の支援を行います。

金融機関とともに

信用保証協会は、中小企業・小規模事業者に直接融資を行う機関ではありませんが、その公的保証人になることにより金融機関のリスクを軽減し金融の円滑化を図るとともに、中小企業・小規模事業者の経営の改善発達を促進するために、金融機関との連携を通じて、中小企業・小規模事業者の成長、発展を支援する役割を果たしています。

3. 信用保証のしくみ

信用補完制度

中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関から融資を受ける際に、保証協会が公的な保証人となって借入等を容易にし、中小企業の健全な育成を金融の側面からサポートする制度が「信用保証制度」です。

この制度を強固なものとするために「信用保険制度」があります。信用保険制度は、日本政策金融公庫の保険によって保証協会が行う債務の保証（信用保証）について保険が掛けられている制度です。

この信用保証制度と信用保険制度の二つの制度を総称して「信用補完制度」と呼んでいます。この信用補完制度は、国の経済政策において重要な施策として機能しています。

【信用補完制度の概略図】



信用保証制度

信用保証制度の当事者は、中小企業・小規模事業者、金融機関、保証協会の三者です。

- ① 中小企業者等は、金融機関又は保証協会に保証の申込をします。
- ② 信用保証協会は、申込のあった中小企業者等の信用調査・審査を行い、信用保証が適当と認めた場合は、金融機関に対して信用保証書を発行します。

- ③ 金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者等に融資を行います。
- ④ 中小企業者等は、金融機関を通じて保証協会へ信用保証料をお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者等は、融資条件に従って金融機関に借入金を返済します。
- ⑥ 中小企業者等が何らかの事情で借入金のお金または一部の返済が出来なくなった場合、金融機関は当協会に対して代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 当協会は、この請求に基づき中小企業者等に代わって借入金の残金を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 当協会は、代位弁済により中小企業者等に対して求償権（債権）を取得します。
- ⑨ 当協会は、中小企業者等の立ち直りを支援しつつ、中小企業者等から求償債務の返済を受けます。

【信用保証制度の概略図】



信用保険制度

【信用保険制度の概略図】



- ① 日本政策金融公庫（以下、「日本公庫」）と信用保証協会は、信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本公庫は当協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の回収金を保険金の受領割合に応じて、日本政策金融公庫に納付します。

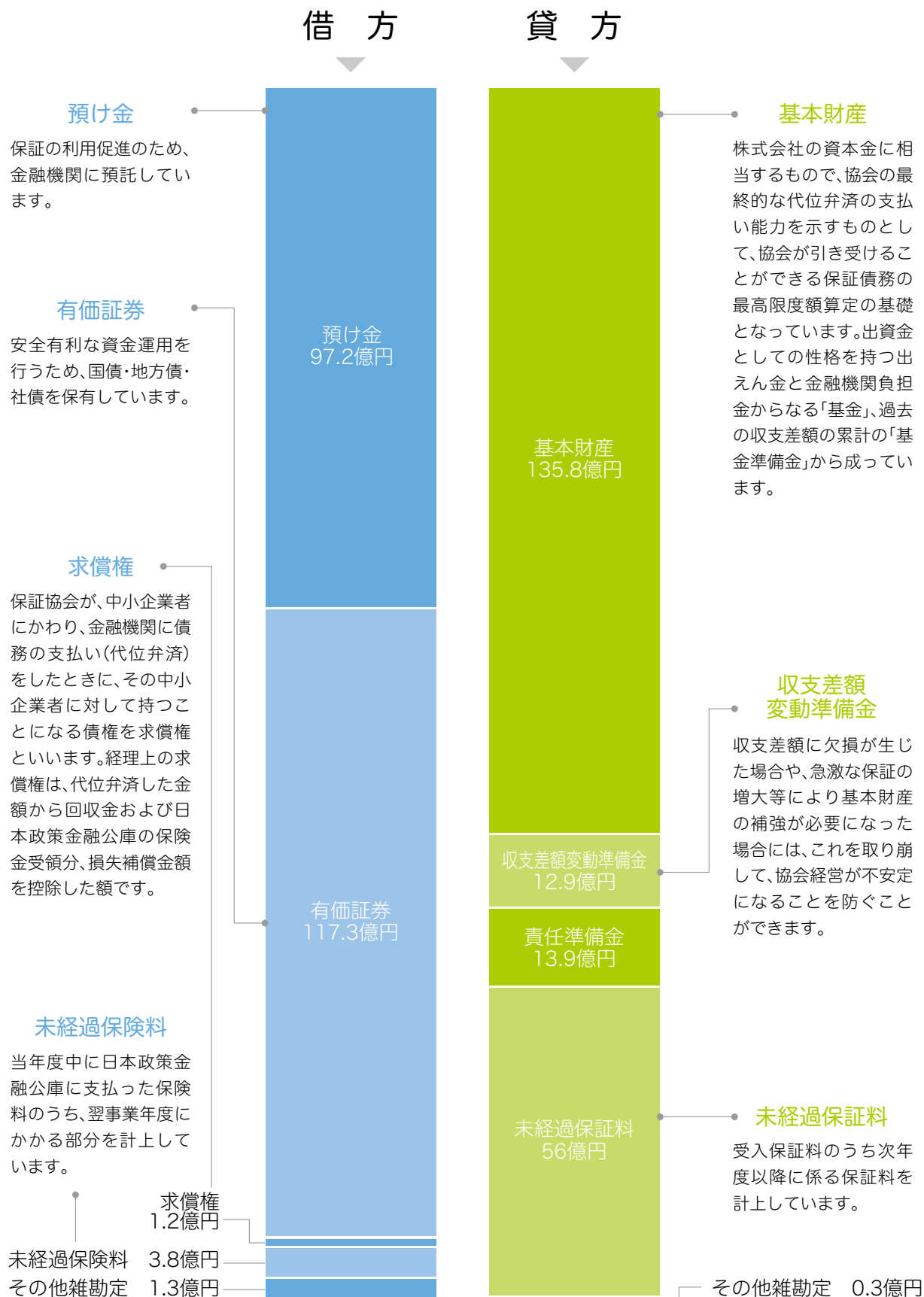
4. 令和2年度事業報告

貸借対照表 (令和3年3月31日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	基 本 財 産	13,583,663,118
預 け 金	9,720,270,038	基 金	7,147,909,000
金 銭 信 託	0	基 金 準 備 金	6,435,754,118
有 価 証 券	11,734,800,120	制 度 改 革 促 進 基 金	0
動 産 ・ 不 動 産	338,792,384	収 支 差 額 変 動 準 備 金	1,294,520,462
損 失 補 償 金 見 返	597,310,774	責 任 準 備 金	1,394,811,792
保 証 債 務 見 返	231,782,791,910	求 償 権 償 却 準 備 金	47,717,608
求 償 権	125,200,854	退 職 給 与 引 当 金	477,871,282
譲 受 債 権	0	損 失 補 償 金	597,310,774
雑 勘 定	522,999,439	保 証 債 務	231,782,791,910
仮 払 金	3,517,694	求 償 権 補 て ん 金	0
未 収 利 息	20,764,037	保 険 金	0
未 経 過 保 険 料	387,264,621	損 失 補 償 補 て ん 金	0
そ の 他	111,453,087	借 入 金	0
		長 期 借 入 金	0
		短 期 借 入 金	0
		雑 勘 定	5,643,478,573
		仮 受 金	1,889,163
		保 険 納 付 金	27,734,041
		損 失 補 償 納 付 金	7,219,386
		未 経 過 保 証 料	5,605,197,413
		未 払 保 険 料	1,438,570
		未 払 費 用	0
合 計	254,822,165,519	合 計	254,822,165,519

[貸借対照表の用語解説]



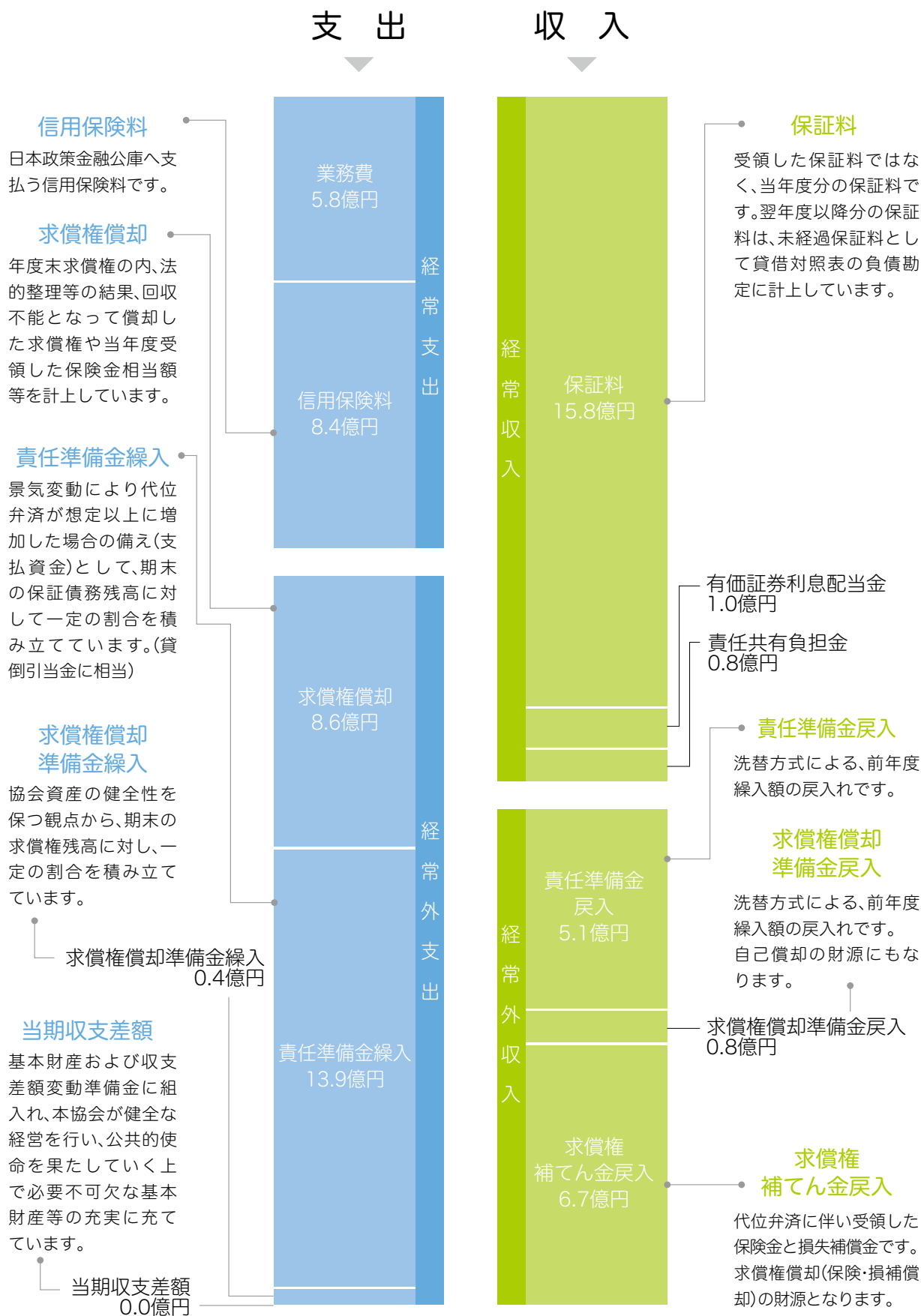
収支計算書 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：円)

令和2年度事業報告

支 出 の 部		収 入 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 支 出	1,431,092,276	経 常 収 入	1,809,632,743
業 務 費	585,012,771	保 証 料	1,583,151,839
役 職 員 給 与	326,324,028	預 け 金 利 息	4,695,773
退職給与引当金繰入	34,074,376	有価証券利息配当金	104,322,783
そ の 他 人 件 費	90,847,401	調 査 料	0
旅 費	523,205	延 滞 保 証 料	0
事 務 費	77,691,463	損 害 金	16,073,216
賃 借 料	15,519,445	事 務 補 助 金	7,964,187
動産・不動産償却	4,963,714	責 任 共 有 負 担 金	84,270,000
信 用 調 査 費	3,538,383	雑 収 入	9,154,945
債 権 管 理 費	10,210,366		
指 導 普 及 費	11,331,910		
負 担 金	9,988,480		
借 入 金 利 息	0		
信 用 保 険 料	846,079,505		
責任共有負担金納付金	0		
雑 支 出	0		
小 計		小 計	
経 常 収 支 差 額	378,540,467		
経 常 外 支 出	2,314,209,945	経 常 外 収 入	1,338,531,688
求 償 権 償 却	863,797,723	償却求償権回収金	60,697,259
譲 受 債 権 償 却	0	責 任 準 備 金 戻 入	518,958,693
有 価 証 券 償 却	0	求償権償却準備金戻入	81,814,797
雑 勘 定 償 却	7,882,821	求償権補てん金戻入	676,606,939
退 職 金	0	保 険 金	659,764,794
責 任 準 備 金 繰 入	1,394,811,792	損失補償補てん金	16,842,145
求償権償却準備金繰入	47,717,608	補 助 金	0
そ の 他 支 出	1	そ の 他 収 入	454,000
小 計		小 計	
経 常 外 収 支 差 額	△ 975,678,257		
制度改革促進基金取崩額	22,398,377		
収支差額変動準備金取崩額	574,739,413		
当 期 収 支 差 額	0		
収支差額変動準備金繰入額	0		
基 本 財 産 繰 入 額	0		

収支計算書の用語解説



財産目録 (令和3年3月31日現在)

(単位：円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	責 任 準 備 金	1,394,811,792
預 け 金	9,720,270,038	求 償 権 償 却 準 備 金	47,717,608
金 銭 信 託	0	退 職 給 与 引 当 金	477,871,282
有 価 証 券	11,734,800,120	損 失 補 償 金	597,310,774
そ の 他 有 価 証 券	0	保 証 債 務	231,782,791,910
動 産・不 動 産	338,792,384	求 償 権 補 て ん 金	0
損 失 補 償 金 見 返	597,310,774	借 入 金	0
保 証 債 務 見 返	231,782,791,910	雑 勘 定	5,643,478,573
求 償 権	125,200,854		
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	522,999,439		
合 計	254,822,165,519	合 計	239,943,981,939
		正 味 財 産	14,878,183,580

天正戸神社



基本財産

基本財産とは

一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の40倍（定款倍率）と定められています。したがって、中小企業・小規模事業者の保証需要に安定して応え、当協会の使命を果たしていくためには、基本財産の拡充が重要となります。

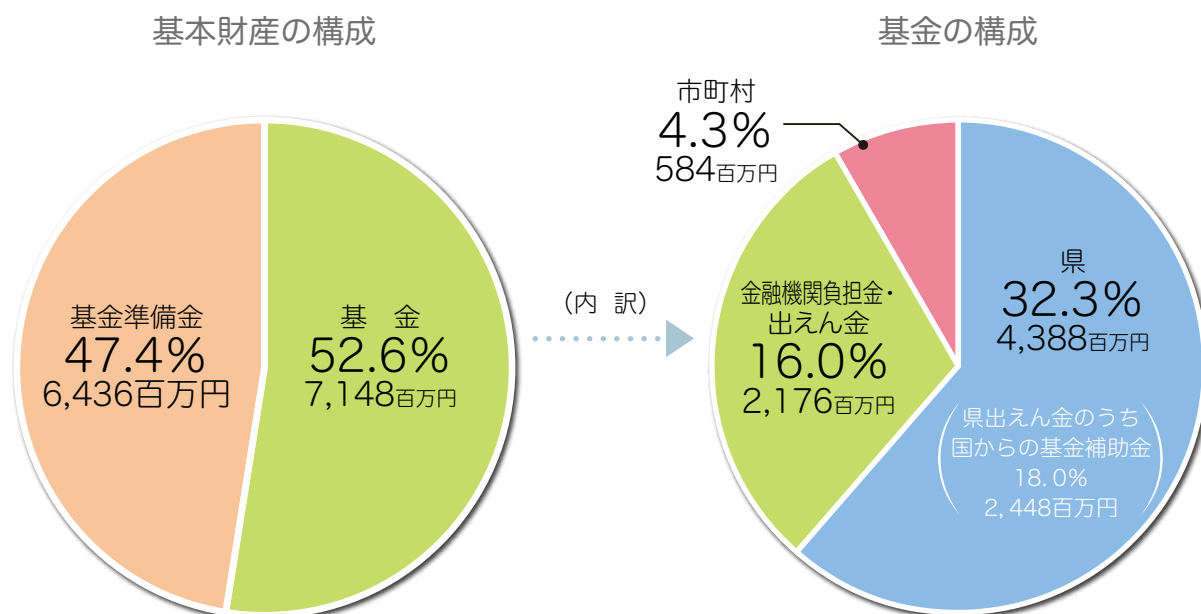
基本財産の構成

基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。

①基金は、県・市町村等からの拠出である出えん金と金融機関等負担金で構成されています。

②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産の内訳（令和3年3月31日現在）



（単位：百万円）

基 本 財 産			13,584	100.00%	
① 基 金			7,148	52.6%	
	地方公共団体出えん金	県	4,388	32.3%	
		(うち国からの基金補助金)		2,448	18.0%
		市町村		584	4.3%
	金融機関負担金・出えん金		2,176	16.0%	
② 基金準備金			6,436	47.4%	

令和2年度の主な取り組み

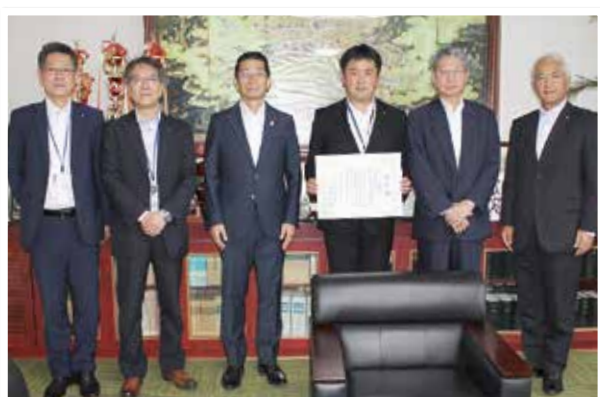
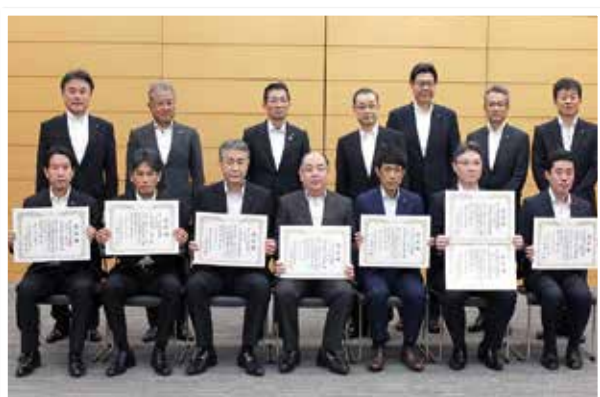
令和2年度の主な活動内容をご報告いたします。

7月

中小企業支援表彰

信用保証の適正利用により、中小企業金融の円滑化に貢献していただいた金融機関等に感謝の意を表するため、当協会の表彰基準に基づき感謝状及び記念品を贈呈しております。

▼令和元年度下期実績に係る表彰▼



中小企業支援表彰につきましては、上期と下期の年2回実施しております。しかしながら、令和2年においては新型コロナウイルス感染症対応資金をメインとした保証申込の大幅な伸長が見られた半面、事業先訪問を極力控えるなどにより、経営支援活動の見合わせを余儀なくされるなど、従来とは大きく異なる環境となりました。その状況を鑑み、従来同様の基準により表彰を行うことは困難であると判断し、令和2年上期実績に係る表彰は差し控えることといたしました。

外部評価委員会

当協会では、公的機関として経営の透明性を向上させ対外的な説明責任を果たすために、中期事業計画や年度経営計画に対する事業実績、コンプライアンスへの取り組み等について自己評価を行うとともに、客観的な評価を行うための外部評価委員会を設置しております。

この取り組みは平成20年度から開始しており、当該委員は弁護士や税理士等、評価に必要な学識を有する中立的立場の第三者で構成されています。

今後も協会運営の透明性向上と公的機関としての対外的な説明責任を果たすべく、各委員の評価に基づく意見・提言を真摯に受け止め、適正な事業運営に取り組んでまいります。

なお、外部評価委員の意見・提言を踏まえた自己評価につきましては、当協会ホームページで公表しております。

令和2年度外部評価委員会
開催日：令和2年11月10日（火）



第3回起業セミナー（WEB開催）宮崎大学

令和2年12月4日、宮崎大学と学生を対象とした起業セミナー（主催：当協会・宮崎大学、共催：日本政策金融公庫宮崎支店・宮崎商工会議所）を開催しました。当セミナーは同大学との「業務連携に関する協定書」に基づき、金融教育や起業マインドの醸成を図ることを目的としており、3年連続の実施となりました。コロナ禍でのセミナーのため、当協会、宮崎大学、日本政策金融公庫（熊本創業支援センター）、宮崎商工会議所の4拠点をオンラインでつなぎ、初のリモート開催となりました。

講義は当協会より「起業支援の成功・失敗事例」、日本政策金融公庫より「アントレプレナー育成講座」、宮崎商工会議所より「創業時に使える施策」をテーマに行われ、活発な意見交換により盛況のうちに終了しました。

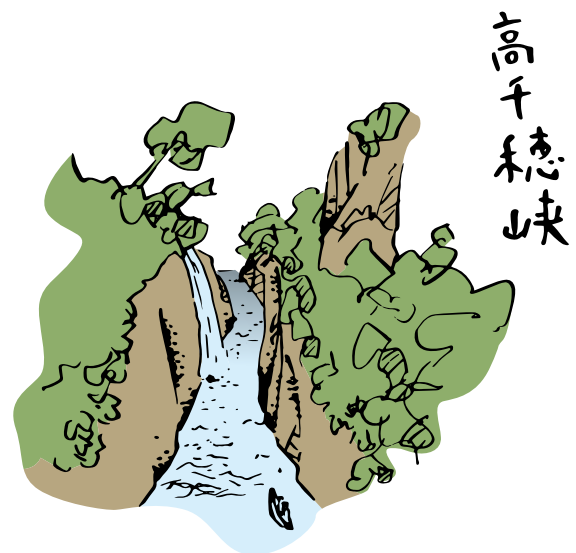


「宮崎県中小企業ネットワーク」会議

令和3年2月9日に宮崎県防災庁舎におきまして、標記会議を開催しました。コロナ禍における中小企業への金融支援に加え、今後の経営改善や事業再生支援の取り組みを強化するため、同ネットワークの構成機関の見直しを行うとともに、宮崎県と当協会を共同事務局として再構築を図るもので、今回がその構成機関での初会合となりました。

当協会経営支援部より「中小企業への資金繰り支援の現状について」と題し、新型コロナ関連貸付に係る保証実績及びコロナ資金を利用した事業者に対して行ったアンケートの集計結果について報告を行ったほか、ネットワーク構成機関である再生支援協議会、事業引継ぎ支援センター、事業承継ネットワークの各機関にそれぞれの取り組みや今後の動向についてご報告いただきました。さらに、アドバイザーとしてご出席いただきました宮崎財務事務所植田理財課長、九州経済産業局田口中小企業金融室長より、引き続き関係機関と連携して事業者支援を行う旨コメントをいただきました。

このネットワーク再構築により、構成員相互の連携強化及び経営改善・再生支援スキルの向上を図り、中小企業の課題解決や経営状況の改善に向けた取り組みを進めてまいります。



経営支援部門

●経営支援強化促進補助金事業（専門家派遣事業）

県内の保証協会利用のある中小企業・小規模事業者が抱える経営上の課題に対して、知識や経験を有する専門家の指導・助言をもとに、保証協会や金融機関が事業者と一体となって解決を図り、当該事業者の事業を改善することで事業の更なる発展を促進しています。

この事業は「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金事業」の対象となっており、専門家派遣費用等の3分の2については国が補助を行い、残り3分の1は保証協会が補助するため、事業者の負担は生じません。

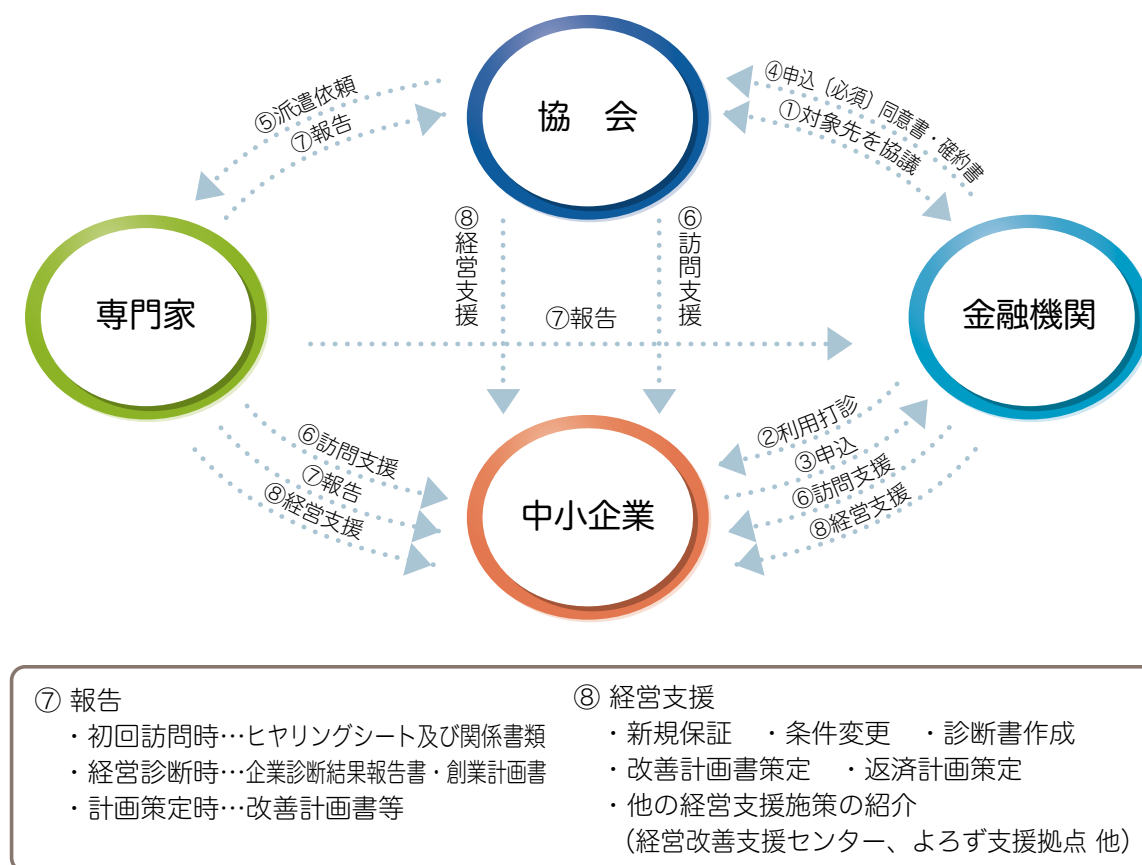
ただし、専門家派遣後に取り組む改善策の内容によっては、事業者負担が生じることもあります。

（対象企業）

・県内の保証協会を利用している（創業予定者は利用の見込みがある）企業、かつ

- ① リスク企業、業況の安定に支障をきたしている企業
- ② 創業者（含む創業予定者）
- ③ 事業承継を予定している企業
- ④ 生産性の向上を目指す企業

【専門家派遣事業のイメージ】



令和2年度実績78企業（内、経営診断書作成企業15先・改善計画書作成企業3先）

●経営改善計画策定支援事業

借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えており金融支援が必要な中小企業・小規模事業者を対象として中小企業経営力強化支援法に基づき認定された経営革新等支援機関（認定支援機関）が経営改善計画の策定を支援するもので計画策定にかかる費用の「3分の2」については国（経営改善支援センター）が補助を行い、残り「3分の1」の「2分の1」（総体の6分の1）を保証協会が負担しております。

令和2年度実績9企業、補助額1,593千円

●みやざき経営アシスト

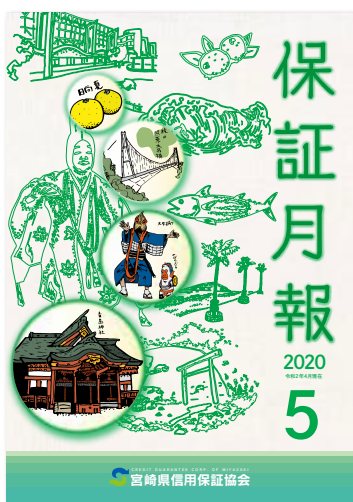
地域中小企業・小規模事業者の経営に対する様々な問題を解決するため、平成24年7月に当協会が事務局として運営する「みやざき経営アシスト」を設立しました。返済方法の変更等を必要としている事業者の問題を解決するため取引金融機関等が一堂に会して行う金融調整会議の開催や連携する会員（地域金融機関・中小企業再生支援協議会・県産業振興機構・五士業団体等）への紹介等の活動を行っています。

令和2年度は12回の経営アシスト会議を開催しました。

広報活動

(1) 保証月報の発行

当協会からのお知らせや統計資料等を掲載した保証月報を毎月作成し、関係機関に配布しております。



(2) 各種広告媒体の活用

信用保証制度の認知度向上のため、商工団体会報誌や自治体公用窓口封筒への広告等を活用し、幅広い広報活動に取り組んでいます。



(3) ホームページの活用

当協会の概要、信用保証制度のしくみ、保証制度のご案内、各種セミナーの開催案内等の最新情報をホームページに掲載しております。



(4) ディスクローチャー誌、信用保証のご案内等の作成

信用保証制度や当協会に対する理解を深めていただくため、業務内容や事業計画、信用保証のしくみや各種保証制度一覧を掲載した各誌を作成し、ご案内しております。



「新型コロナウイルス感染症」に係る対応について

当協会では新型コロナウイルス感染症という未曾有の危機に直面した事業者の皆さまを支援するため、県と国が創設したコロナ関連融資制度を活用した資金繰り支援を行いました。

日々の業務においては、感染リスクという厳しい環境にあるため、職員交代での館内消毒や会議室・応接室を執務エリアに改装して職員を分けるスプリット体制などの防疫対応を図りつつ、時間外や休日出勤も含め全職員一丸となって対応いたしました。

その結果、国・県の制度を中心に保証承諾が過去最高の件数と金額を記録し、地域中小企業に対する資金繰り支援の一翼を担いました。

1. 資金繰り支援及び業務体制の変遷

国内・県内における感染の動向		保証制度・当協会の対応
	令和2年1月29日	「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」設置
	令和2年3月2日	「セーフティネット保証4号（突発的災害（自然災害等）」の発動
宮崎県内で初の感染者を確認	令和2年3月5日	
	令和2年3月6日	「セーフティネット保証5号（業況悪化している業種（全国的）」指定業種の追加
	令和2年3月7日	「休日電話相談窓口」を設置
	令和2年3月13日	宮崎県中小企業融資制度「新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付」の取扱開始 「危機関連保証（大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応）」の発動
	令和2年4月1日	業務処理体制維持のため定期人事異動を凍結
国による「緊急事態宣言」（東京・神奈川・埼玉・千葉・大阪・兵庫・福岡）	令和2年4月7日	
「緊急事態宣言」の対象を全都道府県に拡大	令和2年4月16日	スプリット体制（業務部特別分室）の運用開始
	令和2年5月1日	「新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱開始 「セーフティネット保証5号」の指定業種が全業種に拡大
	令和2年7月1日	「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資限度額引き上げ（3,000万円→4,000万円）
宮崎県内に「感染拡大緊急警報」発令	令和2年7月26日	
	令和2年8月18日	4月に予定していた一般職員の人事異動を実施
	令和2年9月30日	他部署における兼務体制を終了
	令和2年12月31日	「新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付」の取扱終了
宮崎県独自の「緊急事態宣言」	令和3年1月7日	
国による「緊急事態宣言」（東京・神奈川・埼玉・千葉）	令和3年1月8日	
	令和3年1月12日	スプリット体制の拡大 →保証申込・審査部門の執務スペースを分散
国による「緊急事態宣言」の対象を追加（大阪・兵庫・京都・愛知・岐阜）	令和3年1月13日	
	令和3年2月1日	「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資限度額引き上げ（4,000万円→6,000万円）
	令和3年2月9日	「宮崎県中小企業支援ネットワーク」再構築後初の会議を実施
	令和3年3月31日	「新型コロナウイルス感染症対応資金」取扱終了

▼その他各種の対応

①協会内部での対策

- * 受付カウンター、応接室、食堂内にアクリルパーテーション及び消毒液を設置
- * 1日2回全館消毒を実施 * 役職員にマスクを配布 * 玄関に検温器を設置
- * 執務室を新設し、スプリット勤務体制を構築

②セミナー等イベントの開催

- * 創業セミナー、事業承継セミナーの中止
- * 起業セミナー（宮崎大学）のオンライン開催

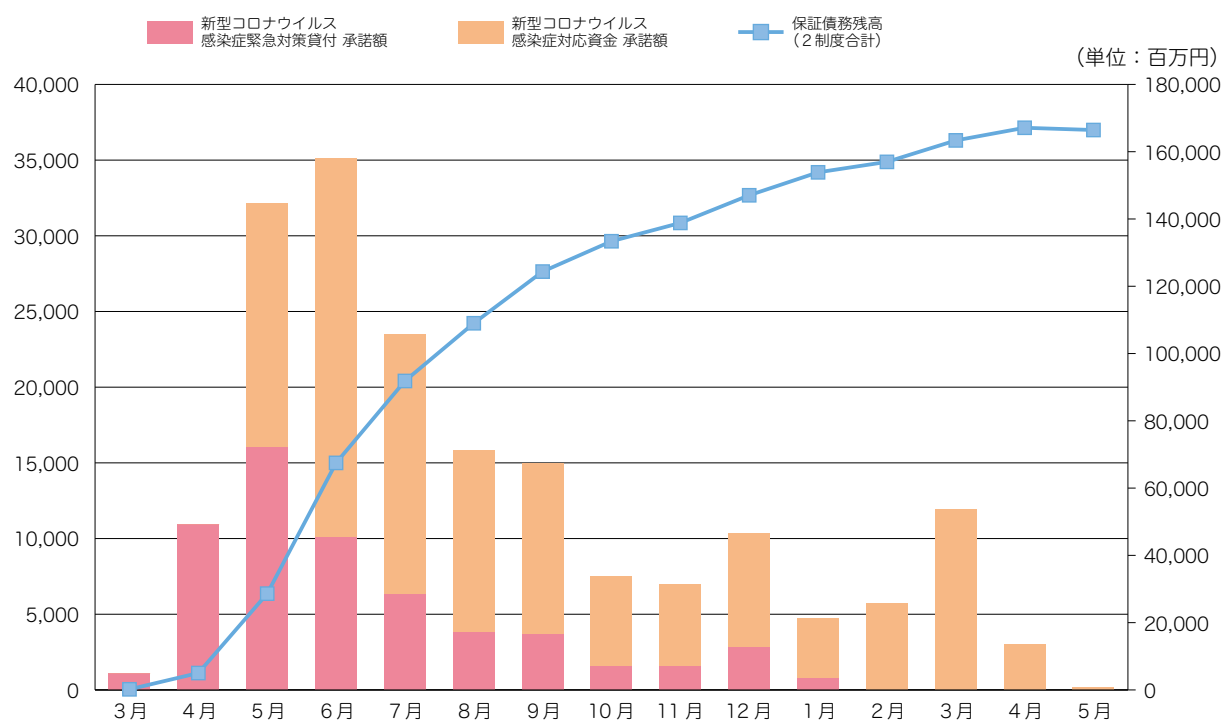
2. 新型コロナウイルス感染症に係る保証実績について

▼制度別保証承諾状況（令和2年3月13日～令和3年5月31日）

（単位：件、千円）

制度別	件数	構成比	金額	構成比
『新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付』				
SN4号	1,733	13.4%	26,384,600	14.3%
SN5号	1,038	8.0%	26,333,770	14.3%
危機関連	296	2.3%	6,135,380	3.3%
一般保証	6	0.0%	60,700	0.0%
小 計	3,073	23.8%	58,914,450	32.0%
『新型コロナウイルス感染症対応資金』				
SN4号	7,731	59.9%	91,743,490	49.9%
SN5号	956	7.4%	11,858,015	6.4%
危機関連	1,150	8.9%	21,385,440	11.6%
小 計	9,837	76.2%	124,986,945	68.0%
合 計	12,910	100.0%	183,901,395	100.0%

▼保証承諾額及び保証債務残高の推移（令和2年3月13日～令和3年5月31日）



3. コロナ融資利用者アンケート

【調査概要】

アフターコロナを見据え、中小企業者の現状を把握し、県内支援機関が行う中小企業向け経営支援により効果的に取り組むため、アンケート調査を実施。

【調査対象】

新型コロナウイルス感染症対応資金（国）及び新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付（県）を利用しており、令和2年10月末時点で融資実行中（完済先、取消先、事故先除く）となっている7,729事業者

【調査期間】

令和2年12月～令和3年1月

【調査方法】

郵送による送付・回答

（表面）

〒880-0804 高崎市宮田町 2-23 (株)信用保証本部 部中

令和 2年 12月 吉日

宮崎県信用保証協会

アンケートへのご協力をお願いします

特下しますご質問のことと記載し申し上げます。
本文書は、新型コロナウイルス感染症と関係した企業様の現状を把握し、県内支援機関が行う「中小企業向け経営支援」を、より効果的に実施するための調査を行うため、ご意見を伺います。
つきましては、ご多忙の中恐縮ですが、今後の参考にさせていただくため、ご意見を伺いますようお願い申し上げます。なお、勝手ながら本書到着後、2週間以内にご回答のお願いをさせていただきます。
※ 回答は貴機関のみで結構ですが、現在具体的な悩みをお持ちの方は、裏面をご活用ください
※ 今回のアンケートの調査結果については当該事業所の範囲内でのみ使用いたします

該当する項目に○を付けてください。

1年前と比べた売上（R2/11月時点）

1. 増加 2. 変わらない 3. 減少

今後の収益の見通し

1. 黒字 2. 収支はほぼ同じ 3. 赤字

今後3～5年先の貴社の展望

1. 拡大 2. 現状維持 3. 縮小

1. 拡大 2. 現状維持 3. 縮小

1. 拡大 2. 現状維持 3. 縮小

事業を継続するために必要な支援策（最大5つまでご回答ください）

1. 人材確保の支援 2. 人材育成の支援 3. 製品・サービス開発への支援 4. 省エネ対策への支援（設備導入・コンサル等） 5. 資金繰り改善の支援 6. IT化支援（H/P改修やシステム導入支援等） 7. 知的財産権の保護・活用支援 8. 中小企業支援機関の情報発信や申請支援 9. 事業譲渡の支援 10. M&Aに係る支援 11. 販路開拓・マーケティングの支援 12. 新分野への進出支援 13. 海外展開の支援 14. 企業間連携の支援 15. 産学官連携の支援 16. 経営革新支援（経営戦略の作成等） 17. BCP（事業継続計画）作成支援 18. 事業再生支援（経営改善計画・金融調整等） 19. 特になし 20. その他（ ）

取引金融機関への情報開示について

1. 同意する 2. 同意しない

ご回答ありがとうございました。
同封の返信用封筒にご返送ください。

（裏面）

※（任意）具体的な悩みをお持ちの方は、ご意見をお聞かせください。

1. 今後強化したい『経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）』について、詳細をご記入ください。
（例）人材確保、人材育成、設備導入、商品・サービス開発、省エネ対策、財務基盤強化、情報管理など

2. 今後見直したい『経営戦略』について、詳細をご記入ください。
（例）商品構成・価格の見直し、販路開拓、新分野進出、事業承継、M&A、計画書作成、IT化など

3. その他（上記以外に具体的な悩みなどがある場合はここに記入ください）

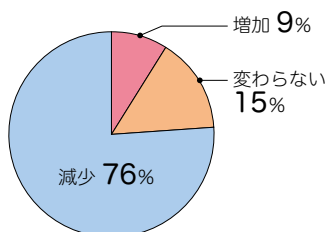
～ご回答ありがとうございました。同封の返信用封筒にご返送ください。～

【回答数】

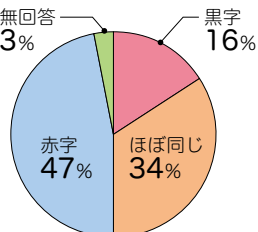
2,858事業者（回答率37.0%）

【集計結果】

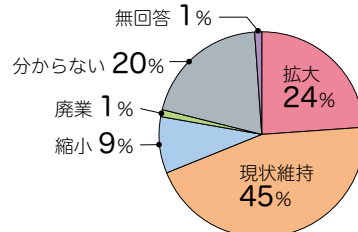
Q.1 1年前と比べた売上について



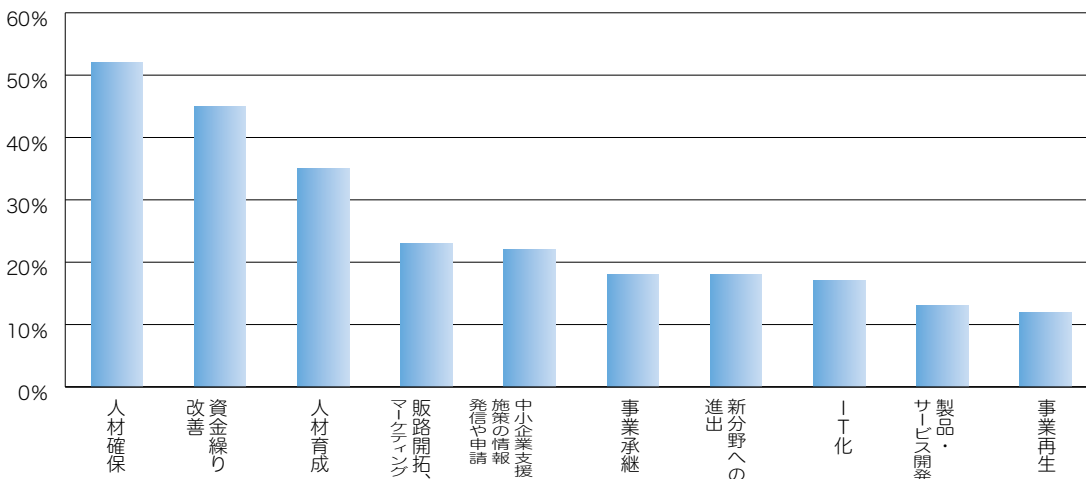
Q.2 今期の収益の見通し



Q.3 今後3～5年先の展望



Q.4 事業を継続するために必要な支援策（複数回答）

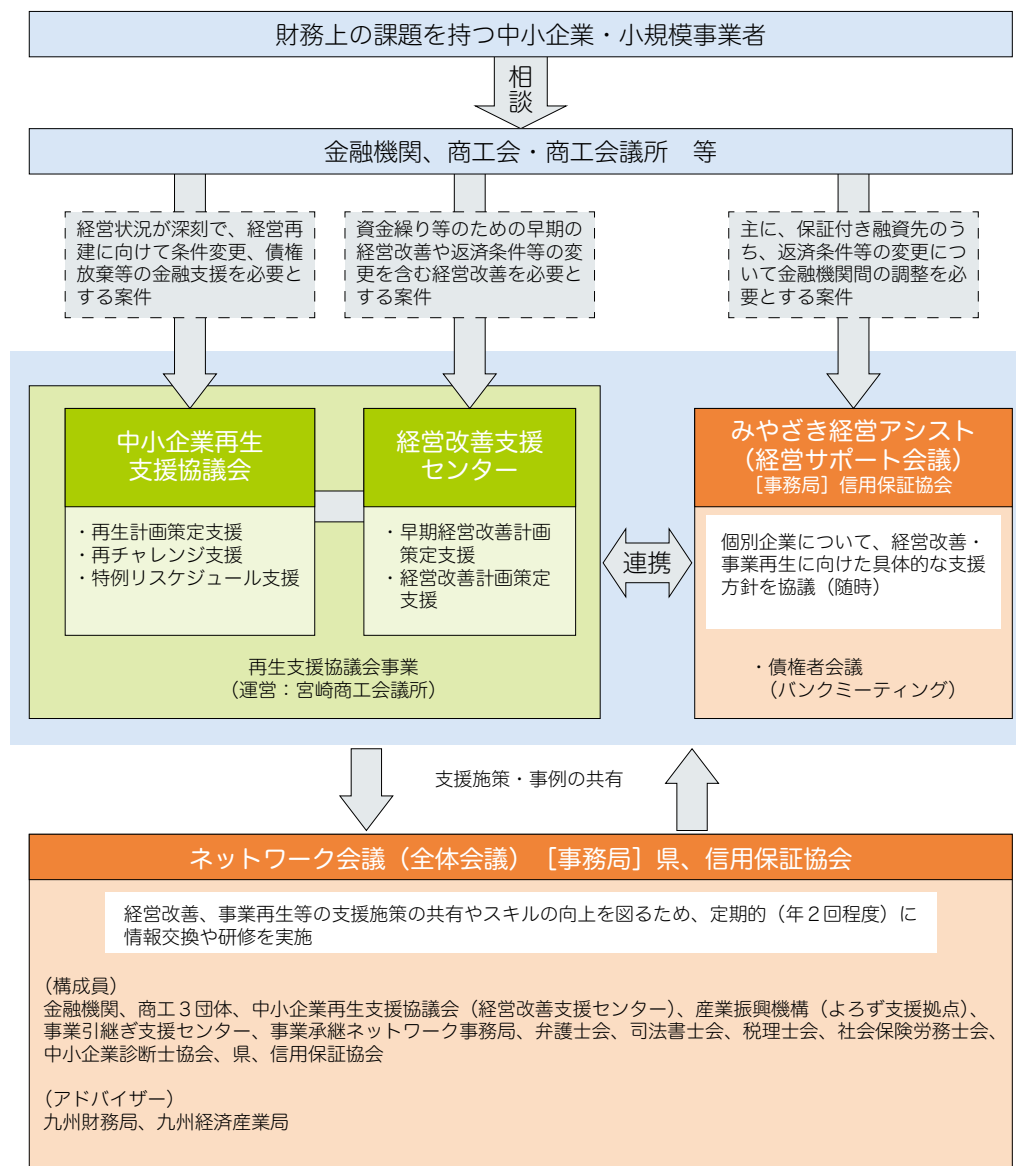


※裏面にご記入いただいた方のうち、ご了解いただいた方の情報を取扱金融機関に提供し、今後の経営支援に活かす方針としています。

4. 宮崎県中小企業支援ネットワークの再構築

コロナ禍における中小企業への金融支援に加え、今後の経営改善や事業再生支援の取り組みを強化するため、令和3年2月に「宮崎県中小企業支援ネットワーク」の構成機関の見直しを行うと共に、宮崎県と当協会を共同事務局として再構築致しました。

中小企業支援ネットワークによる支援のイメージ



5. 事業者との接点を増やす「個社支援」

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により生じた経営課題を解決するため、「専門家派遣事業」を活用した経営相談会を地元金融機関と連携して実施し、約30企業からの利用がありました。

コロナ禍の中小企業においては、資金繰り支援だけでなくアフターコロナを見据えた経営支援が重要となるため、引き続き関係機関と連携しながら積極的な支援を実施してまいります。



5. 中期事業計画・令和3年度経営計画

中期事業計画（令和3年度～令和5年度）

宮崎県信用保証協会は、「信用保証」を通じて地域中小企業・小規模事業者の金融円滑化に寄与し、創業支援や事業承継支援、再生支援等の「経営支援」に積極的に取り組むことで、地域中小企業・小規模事業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、令和3年度～令和5年度までの3ヵ年における基本方針について次のように定めました。

（1）新型コロナウイルス感染症の影響で傷ついた中小企業者の復興支援

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、中小企業者の業況や資金ニーズを十分に把握した上で、復興に向け資金繰り支援に引き続き対応するとともに、アフターコロナを見据えた中小企業者の本業支援に取り組む。

（2）経営支援及び再生支援の推進

コロナ禍により疲弊してしまった中小企業者の業績回復に向けた経営支援や事業再生および延滞先の正常化を積極的に進めていく。その為に、支援機関との連携強化、個社支援に向けた活動強化を推進する。また、個社支援により得られた企業のデータを蓄積し支援効果の検証を行い、より良い経営支援を目指して試行を継続していくこととする。

（3）地方創生等への貢献に関する取り組みの強化

生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた地方創生の取り組みを推進する。また、中小企業者の抱える経営課題が多様化・複雑化する中での金融機関・中小企業支援機関との連携を強化していく。

（4）回収の効率化

回収部門においては、各求償権関係人の現況把握に努め、実情に応じた弁済方法の提案等により回収の最大化を図る。特に事業継続先に対する再チャレンジの提案を主とした回収交渉の初動徹底及び定期弁済を継続している連帯保証人に対しては一部弁済による保証債務の免除などの交渉を推進し、より効率性を重視した管理・回収を行う。

（5）その他間接部分

信用保証協会は、従来の役割に加え、地域社会の発展に貢献を果たす機関であることが求められていることから、適切なリスク管理や効率的な経営資源の投入を行い、財務の健全性を維持し、経営基盤の強化に努めておく必要がある。また、適正な業務遂行のできる人材育成、コンプライアンス態勢の充実、業務環境の改善などの経営課題を掲げ、災害発生時や緊急時等においても安定した事業が確保できる体制を目指すこととする。

事業計画

（単位：百万円、％）

	令和3年度			令和4年度		令和5年度	
	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	金額	対前年度 計画比	金額	対前年度 計画比
保証承諾	45,000	104.9	22.6	40,000	88.9	40,000	100.0
保証債務残高	242,800	275.6	104.4	232,600	95.8	215,800	92.8
代位弁済	1,400	140.0	175.7	3,300	235.7	4,000	121.2
実際回収	300	100.0	73.5	330	110.0	350	106.1

令和3年度経営計画

1. 経営方針

(1) 宮崎県の景気動向

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を受け、国が令和2年4月16日に全国に緊急事態宣言を発出し経済活動の一時的な自粛を求めた結果、景況感は急速且つ大幅に落ち込んだ。その後、発症数の低下と宣言の解除によりやや持ち直したが、経済活動の再開に伴い第二波、第三波の感染拡大が生じており、景気動向は一進一退を繰り返し不安定な状況が続いている。

宮崎財務事務所が公表した直近の県内経済情勢報告においても、生産、消費、雇用情勢、設備投資等の各種指標に、緩やかな持ち直しの動きが見られるが、景気を下支えする個人消費の回復が充分でなく、総括判断は下方修正され一年を通じ厳しい状況が続いているとされた。一方、倒産状況は国の様々な資金繰り支援等が奏功し、低水準で推移しているが、年度末に近づき増加傾向が見え始めたことからコロナ禍の影響の顕在化が懸念されており、先行きに予断を許さない状況となっている。

(2) 中小企業を取り巻く環境

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本県中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている。一方で、倒産状況については、やや増加傾向を示しているものの、今のところは、低水準の状況を維持している。これは、コロナ禍の対策として商工団体を窓口とする持続化給付金・各種補助金の交付や、政府系金融機関及び民間金融機関による無利子・無担保融資による資金繰り支援の効果が一定程度表れているものと推察される。また、中小企業者自らも、約2割の事業者が業態の変更に着手、または予定するなど、事業体存続に向けた取り組みの成果とも想定される結果である。しかしながらコロナ禍の影響がさらに長期化した場合においては、事業継続を断念する企業も多く発生してくることも想定される。

(3) 業務運営方針

令和2年度は、国並びに県制度によるコロナ対策保証を活用した中小企業に対する資金繰り支援を協会全体で取り組んだ結果、県内中小企業者数の約4割の企業に保証を利用していただくこととなり、保証債務残高も前年度末比2.7倍程度の規模となった。

令和3年度は、増大した保証債務の管理が極めて重要となることから、コロナ禍からの復興を目指す中小企業者に対する経営支援業務を最重要課題と位置づけ、内部的にはアフターコロナを見据えた新たな政策的保証なども有効に活用し、組織の見直しによる体制整備を行うとともに、外部的には県内の金融機関、商工団体、支援機関の多くが集う「宮崎県中小企業支援ネットワーク会議」や「経営サポート会議（みやざき経営アシスト）」などを活用し、オール宮崎で、資金繰り支援並びに経営支援のために万全な態勢で臨むこととする。

2. 重点課題

【保証部門】

(1) 現状認識

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の拡大、台風等の自然災害の発生、東京オリンピックの延期など中小企業に大きな影響を与える事象が相次いで発生している。保証協会は、コロナによる中小企業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、相談窓口の設置、審査態勢の増強、休日対応、金融機関との連携等、総力を挙げて取り組んだ。コロナ収束後は、資金繰り支援に加え本業支援が求められる。また、経営者の高齢化と後継者不足等により、廃業率が開業率を上回っている。そのため、企業の貴重な経営資源を散逸させない事業承継の取り組みの重要性が増している。さらに、さまざまな経営課題解決へ

の取り組みとして、金融機関や中小企業支援機関との連携による経営改善・事業再生・事業転換支援等についても重要性が増している。

(2) 具体的な課題

- ①新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた資金繰り支援
- ②創業・事業承継に関する取り組みの強化
- ③金融機関・中小企業支援機関との連携強化

(3) 課題解決のための方策

①新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた資金繰り支援

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、中小企業者の業況を十分に把握したうえで、資金繰り支援に引き続き全力を挙げて丁寧に対応していく。また、アフターコロナを見据え、資金繰り支援に加え経営改善・事業再生・事業転換支援といった取り組みへの支援強化に努める。

②創業・事業承継に関する取り組みの強化

創業支援は、商工会議所・商工会と連携して起業希望者・準備者等の掘り起こしを行う。また、学生・社会人等の幅広い層を対象とした創業チャレンジを促すためのセミナーの開催や講師派遣を行う。さらに、コロナ収束後は、創業の相談・申込時は面接を行い、保証後のフォローアップを再開する。事業承継支援に関しては、経営者保証を不要とする保証制度の利用促進を行うとともに、「事業承継ガイドライン」に基づき、事業引継ぎ支援センター等の専門機関への紹介を行い、事業活性化もサポートする。

③金融機関・中小企業支援機関との連携強化

中小企業者が抱える経営課題解決のため、数年前から、金融機関・中小企業支援機関と連携協定を含む連携を強化している。コロナ収束後は、金融機関等への訪問による日常的な対話に努め、関係強化・情報の収集を行うとともに、勉強会等の開催や講師派遣による職員の資質の向上と認識の共有化により、更なる連携の強化に努める。

【経営支援部門】

(1) 現状認識

未曾有の状況を生み出した新型コロナウイルス感染症は未だ収束の目途が立っておらず、中小企業者への影響は計り知れない。影響が長期化していることにより、事業存続の危機に瀕している中小企業者も多いため、この問題を解決すべく前年度中に「宮崎県中小企業支援ネットワーク」の再構築を宮崎県と当協会が共同事務局として行った。当年度はウィズコロナ・アフターコロナに対応した資金繰り支援および経営改善支援を当協会の「みやざき経営アシスト」でのサポートはもちろん、宮崎県中小企業支援ネットワークを活用したオール宮崎での積極支援をするために体制の強化が重要となる。

(2) 具体的な課題

- ①資金繰り支援の充実
- ②経営支援体制の充実
- ③経営改善支援の充実

(3) 課題解決のための方策

①資金繰り支援の充実

令和2年度から取り扱いが本格化した国・県のコロナ制度による資金繰り支援により、中小企業者の資金繰りは一応の落ち着きを見せている。しかし、コロナ影響の長期化により、依然として資金繰りに困っている中小企業者に対しては、企業目線での親身な相談や返済負担の少ない借換等の提案を行っていく。また、条件緩和既存先にも最善策が提案できる様に、中小企業者に寄り添い踏み込んだ対応を心

掛けていく。

②経営支援体制の充実

経営支援の推進には金融機関の積極的関与が必須であるため、営業店への働きかけや経営支援の取り組み等についての勉強会を行っていく。なお、前年度より始めた各金融機関別相談会も引き続き行い、中小企業者の改善への取り組みのきっかけ作りを創出する。また、宮崎県中小企業支援ネットワーク会議の再構築に伴い、構成員である関係機関と積極的に連携し、個社支援の充実を図るための協業体制強化に努める。更に、コロナ対策貸付利用先に対し実施したアンケート等の結果については構成員へ情報提供を行い、情報の共有を図ると共に経営支援の協力を要請する。

③経営改善支援の充実

経営サポート会議（みやざき経営アシスト）による個社支援を積極的に行っていく。目的に沿った各支援機関への道案内ができる窓口としての機能を果たすために、まずは「みやざき経営アシスト」による課題解決に向けたニーズ等の把握を行うこととする。その後、専門家派遣事業や目的に応じて「宮崎県よろず支援拠点」、「宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター」、「宮崎県中小企業再生支援協議会（宮崎県経営改善支援センター）」、土業団体等の各支援機関に繋ぐことで、早期着手・早期解決を目指す。

【期中管理部門】

（1）現状認識

新型コロナウイルス感染症が中小企業者の経営維持に与える影響は大きく、また長期化していることから、今後返済緩和や代位弁済に至る可能性は高まってきている。前年度に行ったコロナ融資保証による資金供給や一本化および条件変更の効果により、現時点での返済緩和の申し出は落ち着いているが、返済据え置き期間の終了が迫っており、早期の経営支援が重要となってきている。また、延滞発生時や事故報告提出時にも各部署間との連携を密にして、早期に経営支援に着手することが重要である。

（2）具体的な課題

- ①返済緩和先の管理と経営支援
- ②初期延滞先及び初回条件変更先の経営支援強化
- ③事故報告受領先の調整と円滑な代位弁済の実施

（3）課題解決のための方策

①返済緩和先の管理と経営支援

返済緩和先については経営支援の対象者とし、経営状態やそれに対する支援状況のデータを活用し期中管理を行っているが、当年度はコロナ融資保証の返済据置終了時期を迎える先にも目を向けた経営支援を行うこととする。その上で、当年度はコロナ禍で疲弊した業績をコロナ禍前の状態に戻すことを目標とした経営支援を主体に行っていく。

②初期延滞先及び初回条件変更先の経営支援強化

延滞先については毎月状況確認を行っており、延滞解消に向けた提案を引き続き行う。また、今後はコロナ禍影響の長期化により返済据置期間終了以降に延滞が発生する可能性があるため、親身な相談を心掛けるとともに経営支援策の提案も行っていくこととする。

初めての条件変更申出先についても、早期に正常化できる様に経営サポート会議等による経営支援を行っていくこととする。

③事故報告受領先の調整と円滑な代位弁済の実施

事故報告を受領した中小企業者の現状把握を行い、金融機関と中小企業者の最善策の協議を行う。また条件変更により正常化が可能と見込める先は、専門家派遣事業等の支援策を金融機関に提案する。調整に至らなかった先には、速やかに代位弁済を履行し、事業継続中の中小企業者に対しては、求償権消滅保証の実施につながるような再生支援を行っていく。

【回収部門】

(1) 現状認識

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、保証債務残高が増加しており、事態収束の先行が不透明な状況から、今後は、代位弁済の増加が懸念される。このような状況から、効率的な求償権の管理運営が重要となり、回収の可能性を早急に見極めた上で事業継続先への再生支援に向けた取り組みや、一部弁済による連帯保証人免除等の各種回収手法を取り入れた、回収業務運営が重要である。

(2) 具体的な課題

- ①効率的な管理回収業務運営への取り組み
- ②弁済継続先への対応

(3) 課題解決のための方策

- ①効率的な管理回収業務運営への取り組み

求償権当事者や金融機関から情報聴取等をもとに、企業の実態把握に努め、コロナ禍の影響にも配慮した回収方針を速やかに決定し、効率性を重視した管理回収に努める。また、回収困難と判断した先は、速やかに管理事務を停止し、求償権整理を検討する。

- ②弁済継続先への対応

事業継続中の求償権先には、業況の把握と共に、企業の要望を踏まえ、専門家派遣事業の利用や求償権消滅保証等の再生支援に向けた提案を行う。連帯保証人による弁済が長期化して完済の目処が立たない求償権については、弁済者の現状を把握し、「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」の活用を提案し、回収の促進を図る。

【その他間接部門】

(1) 現状認識

信用保証協会は、従来の役割に加え、地域社会の発展に貢献を果たす機関であることが求められていることから、適切なリスク管理や効率的な経営資源の投入を行い、財務の健全性を維持し、経営基盤の強化に努めておく必要がある。また、適正な業務遂行のできる人材育成、コンプライアンス態勢の充実、業務環境の改善などの経営課題を掲げ、災害発生時や緊急時等においても安定した事業が確保できる体制を目指すこととする。

(2) 具体的な課題

- ①業務環境の改善への取り組み
- ②人材の育成
- ③コンプライアンス態勢の強化と不正利用防止への取り組み強化

(3) 課題解決のための方策

- ①業務環境の改善への取り組み

質の高い信用保証サービスの維持・向上を目指し、デジタル化などの多様なニーズを的確に捉え、保証申込手続きの簡素化・電子化や信用保証書発行の電子化の実現に向け取り組みを開始する。また、コロナ禍を経て、働き方についても様々な変容がもたらされたが、多様な働き方に適応できるよう、環境整備にも取り組んでいくこととする。

- ②人材の育成

体系的な研修計画等を策定し、適時、適切に知識習得の機会を設け、業務知識向上や職員個々の能力向上に寄与する取り組みを引き続き行っていく。また、将来の有能な人材確保のため、インターンシップ受入れや、地元大学における信用保証業務を紹介する出前授業実施等、広報活動を兼ねた取り組みも

継続的に行っていくこととする。

③コンプライアンス態勢の強化と不正利用防止への取り組み強化

コンプライアンス・プログラムに掲げる具体的な取り組みを通じ、役職員の法令遵守等に対する意識向上を図り、事務体制の検証を行い、役職員に対し重要性を周知徹底する。また、不正利用者や反社会的勢力等に対しては、公知情報等を基に構築しているデータベースを活用し、警察等関係機関とも連携し、組織一体となって不正利用の排除と防止に引き続き取り組む。

3. 事業計画

(単位：百万円、%)

	金 額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
保 証 承 諾	45,000	104.9	22.6
保 証 債 務 残 高	242,800	275.6	104.4
保証債務平均残高	241,300	281.6	131.4
代 位 弁 済	1,400	140.0	175.7
実 際 回 収	300	100.0	73.5
求 償 権 残 高	199	68.9	156.7

6. コンプライアンスについて

宮崎県信用保証協会のコンプライアンスについて

信用保証協会は、信用保証制度全体に対する信頼の確立を目指すため、役職員一丸となって、コンプライアンスの実践に取り組んでおります。

「信用保証協会倫理憲章」を基本的な柱として、平成16年6月に「コンプライアンス・マニュアル」を策定。その内容は①コンプライアンスの実践に係る基本方針、②具体的な行動規範、③コンプライアンス体制と組織、④協会及び役職員が遵守又は注意しなければならない主な法律等、にて構成されています。

「コンプライアンス・プログラム」に基づく コンプライアンス態勢強化の取り組み

1. コンプライアンス・プログラムの策定は、理事会の承認事項としています。
2. 役員の積極的な取り組み姿勢
3. 監事による法令遵守状況のチェック
4. コンプライアンス委員会を実施し、役職員に対するコンプライアンス意識の強化を図っています。
5. 各種コンプライアンス研修会を実施し、役職員に対するコンプライアンス意識の強化を図っています。
6. 全職員に対して、コンプライアンス・チェックシートを実施し、コンプライアンス違反の有無をチェックしています。

信用保証協会倫理憲章

信用保証協会は、国および地方公共団体の支援のもとに、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めることにより、中小企業と金融機関とを結ぶ「架け橋」として、中小企業の振興と地域経済に貢献します。

そのため、信用保証協会は、社会からの揺るぎない信頼の確立を得られるよう、高い自己規律に基づき更なる努力を続けてまいります。

信用保証協会の 公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い 信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの 厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

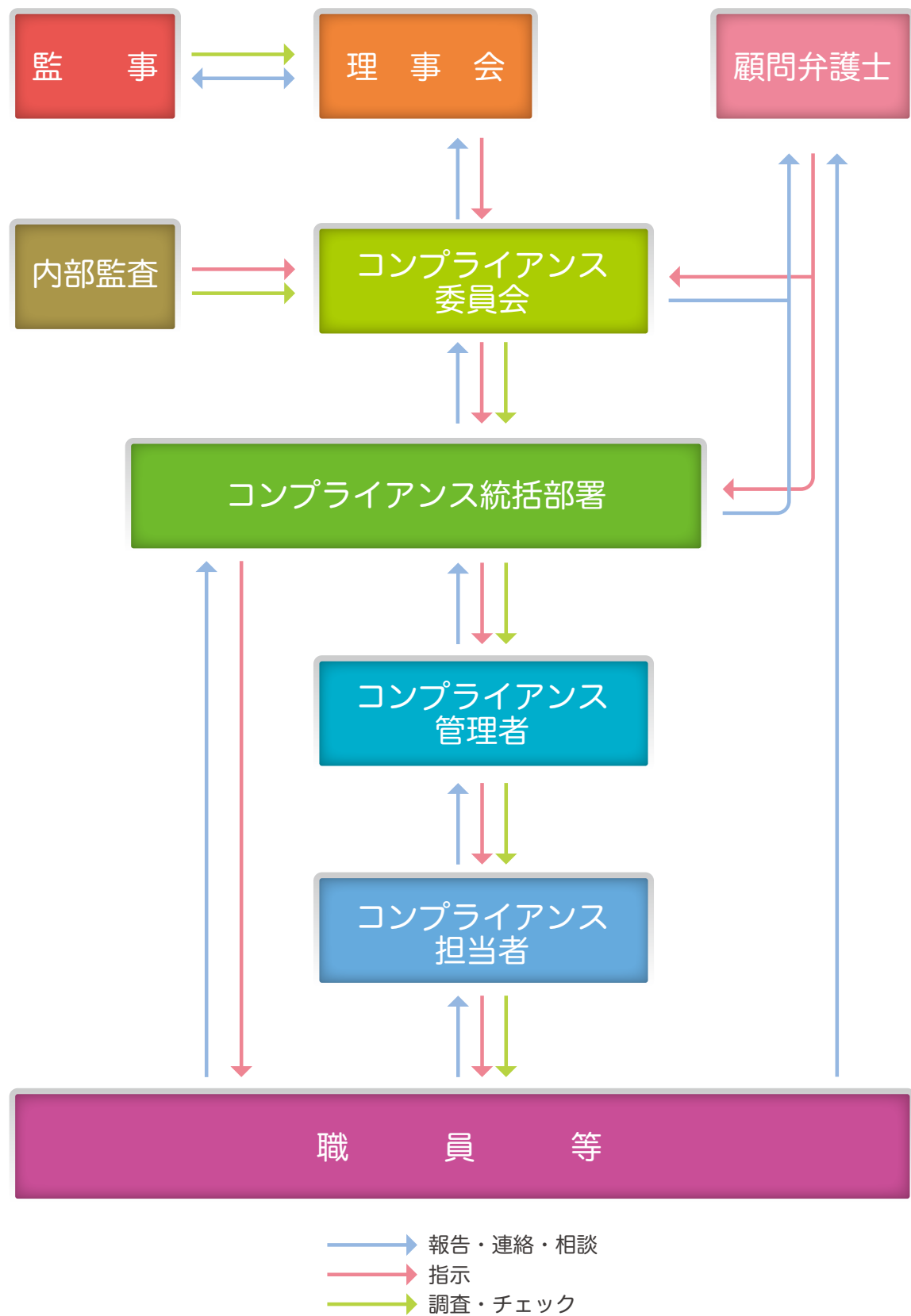
反社会的勢力との 対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固対決します。

地域社会に対する 貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

コンプライアンス組織体制図



7. 個人情報保護宣言

宮崎県信用保証協会は、信用保証協会法（昭和28年8月10日、法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様（以下、「お客様」といいます。）が金融機関から貸付等を受ける際に、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもってお客様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等させていただくことになりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

- (1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会のホームページ（または備え付けのパンフレット）「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- (2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記利用目的以外には利用いたしません。
- (3) 取得したお客さまの個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供、開示いたしません。
- (4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には利用いたしません。

3 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4 個人情報保護の維持・管理

当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5 個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には適正な取り扱いを確保するため、契約の締結、実施状況の点検を行います。

6 個人データの開示・利用目的の通知

- (1) 法令等に定める場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) 請求の方法は当協会窓口を設置しております「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項をご記入のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口へ持参（または郵送）ください。
- (3) 個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（1件につき300円）をいただきます。

7 保有個人情報の訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記窓口にご相談ください。調査確認のうえ、法令等に定める場合を除き、訂正又は削除いたします。
- (2) お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人情報の利用を停止いたします。
- (3) お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者へ提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人情報の第三者提供を停止いたします。
- (4) 6、7の具体的な手続きにつきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の「8. (3) 開示等の請求等に応じる手続き等に関する事項」をご覧ください。

8 質問・苦情について

当協会は、お客さまからの個人情報に関する苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

お問い合わせ

住 所 宮崎市宮田町2番23号
電話番号 0985-24-8251
部署名 総務部 総務課

8. 信用保証のご利用について

ご利用いただけるお客様

(1) 企業規模

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当する場合にご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従 業 員 数
製 造 業 等（建設業、運送業、不動産業を含む）	3 億円以下	300人以下
ゴ ム 製 品 製 造 業 自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く	3 億円以下	900人以下
卸 売 業	1 億円以下	100人以下
小 売 業・飲 食 業	5 千万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5 千万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3 億円以下	300人以下
旅 館 業	5 千万円以下	200人以下
医療を主たる事業とする法人	—	300人以下

（注1）組合は、当該組合が保証対象事業を営むもの、または、その構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいれば対象となります。

（注2）特定非営利活動法人（NPO法人）は、常時使用する従業員数が該当することが必要です。

(2) 業 種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどがご利用になれます。

ただし、農業・林業・漁業、金融・保険業、サービス業のうち風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他中小企業信用保険法において対象となっていない業種についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けることが必要となります。

(3) 所在地

県内に事業所（個人の場合は住居または事業所）を有し、事業を営んでいる中小企業・小規模事業者が対象です。ただし、保証制度要綱で別に定めがある場合はその定めによります。

※法人の場合は、本店または事業所のいずれかが宮崎県内にあればご利用いただけます。

原則として保証を受けられない方

- ・保証協会の保証付融資について延滞等の債務不履行がある中小企業者等
→ ただし、再生計画に基づき、支援対象となる中小企業者等を除く
- ・保証協会の代位弁済を受け、その求償権残高のある中小企業者等及びその保証人（他県の信用保証協会を含む）
→ ただし、事業再生保証、求償権消滅保証の対象となる中小企業者等を除く
- ・銀行取引停止処分を受けている中小企業者等
- ・提出書類に虚偽の記載がある中小企業者等
- ・金融斡旋屋等の第三者または暴力団関係者が介在する中小企業者等

- ・ 許認可等を必要とする事業で、許認可を取得していない中小企業者等
- ・ 反社会的勢力等、保証協会が信用を供与することが不適切であると判断した中小企業者等

保証の内容

(1) 保証限度額

個人・法人・医療法人	組 合
2億8,000万円 (無担保保証8,000万円含む)	4億8,000万円 (無担保保証8,000万円含む)

※ 上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。尚、無担保保証の限度額には、無担保無保証人の限度額2,000万円を含みますが、ご利用に際しては別途要件があります。(従業員数、居住要件、納税要件等)

※ 国の施策による特別の資金を対象とした保証(特別保証)では、上記の保証とは別に各制度毎に限度額が定められています。

(2) 資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金に限られます。

運 転 資 金 原材料の仕入れ、買掛金の決済、人件費等、事業運営に必要な資金

設 備 資 金 機械の購入、店舗の改装、修理等、事業運営に必要な資金

※ 対象外資金 …… 生活資金、住宅資金、投機資金、借入金返済資金等
(ただし、保証協会が特に認めた場合を除く)

(3) 連帯保証人

法人の場合 原則として代表者以外の連帯保証人は不要とします。

個人の場合 原則として連帯保証人は不要とします。

尚、制度要綱で別に定めがある場合はその定めによります。

また、実質的な経営者、営業許可名義人、事業承継予定者、同一事業に従事している配偶者の方に連帯保証人になっていただく場合があります。

(4) 担 保

必要に応じて、担保を提供していただきます。担保物件は、原則として不動産、有価証券及び流動資産等です。

(5) 各種保証制度

各種の保証制度については、当協会のホームページや保証協会窓口に備え付けの「信用保証のご案内」に掲載しておりますのでご確認ください。

責任共有制度について

保証協会と金融機関とが責任を共有し、両者が連携して中小企業の皆さまに対する融資・経営支援等、より一層適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月1日に責任共有制度が導入されました。

責任共有制度とは

従来、原則100%保証（全部保証）であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があります。金融機関が2つのうちからいずれかを選択して採用することとなっています。

金融機関の負担割合

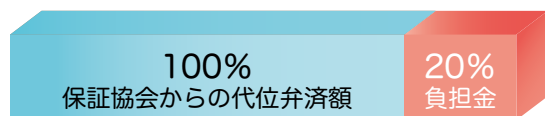
金融機関の責任負担割合は2割、信用保証協会の責任負担割合は8割となります。金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。

負担金方式

◎ 保証時



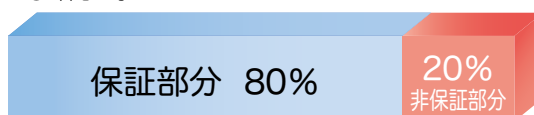
◎ 代位弁済時



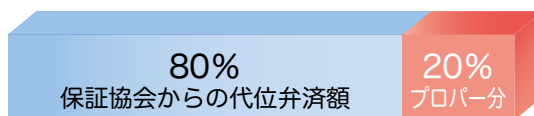
残高の全額（100%）について保証協会が代位弁済しますが、事後的に約20%の負担金を保証協会に支払うこととなります。

部分保証方式

◎ 保証時



◎ 代位弁済時



残高の80%部分について保証協会が代位弁済しますが、残りの20%については金融機関の負担となります。

対象となる制度

原則としてすべての保証が対象となりますが、一部、対象から除外となる保証制度があります。

責任共有制度の対象外となる保証

- (1) 経営安定関連特例保険（セーフティネット）1号～4号、6号を付保する保証
- (2) 災害関係特例保険を付保する保証
- (3) 創業関連特例保険、創業等関連特例保険を付保する保証
- (4) 危機関連特例保険を付保する保証
- (5) 東日本大震災復興緊急特例保険を付保する保証
- (6) 特別小口保険を付保する保証
- (7) 事業再生保険を付保する保証
- 以上（1）～（7）は信用保険の種別による対象除外
- (8) 小口零細企業保証制度（国の全国統一小口保証制度）
及び同制度を準用した地方自治体の制度
- (9) 求償権消滅保証
- (10) 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
- 以上（8）～（10）は信用保証制度による対象除外

信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会と中小企業者との信用保証委託契約に基づき、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくものです。この信用保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

信用保証料は、金融機関から融資を受ける際、金融機関を通じてお支払いいただきます。信用保証料率は、中小企業者の経営状況を踏まえた料率体系とし、基本となる保証料率を0.5%～2.2%の範囲で9区分に細分化しております。

尚、信用保証料以外の手数料（調査料、相談料、斡旋料）等は一切いただいておりません。

信用保証料率

基本となる保証料率は、財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル（C R Dモデル）により算定した下記の区分により定め、責任共有制度の対象保証には「責任共有保証料率」、対象外保証には「責任共有外保証料率」が適用されます。

【リスク考慮型基準料率表】

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
（特殊保証）	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%
責任共有外保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
（特殊保証）	1.87%	1.70%	1.53%	1.36%	1.15%	0.94%	0.77%	0.60%	0.43%

※ 特殊保証は、極度保証（手形割引根保証）、当座貸越根保証及び事業者カードローンに適用します。

※ C R Dとは … 経済産業省の発案により、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された「中小企業信用リスク情報データベース（credit risk database）」の略称で、信用保証協会や金融機関から中小企業の財務データを収集し、これをデータベース化したものです。現在は非営利法人である「一般社団法人C R D協会」によって運営されています。

※ 中小企業者全体としての平均的な保証料率は1.35%で従来の水準と変わりませんが、個々の中小企業者としては、経営状況により料率が上がる場合、下がる場合があります。また、最終的な保証料率は、財務内容以外の要因も加味して決定しております。

信用保証料に関するQ & A

Q 1. 信用保証料率はどのようにして決まりますか？

A. 信用保証料率は、中小企業者の皆様の確定決算内容を評価し、9段階に区分された料率区分を判定し、ご利用いただく保証制度で定められている料率区分ごとの信用保証料率を適用いたします。

なお、経営安定関連保証や流動資産担保融資保証など特別な保証制度では、政策的な配慮により一律の保証料率が適用されます。

Q 2. 信用保証料はいつ支払うのですか？

A. 信用保証料は、原則として融資実行時に貸付金融機関を通じて一括納付していただきます。ただし、保証期間が2年を超える場合で分割での納付を希望される場合、分割納付も可能としています。分割で納付される場合の2年度目以降の納付時期は、融資実行日の応答日となります。

Q 3. 信用保証料はどのように計算していますか？

A. 信用保証料は、貸付金額、信用保証料率、保証期間によって算出されます。

【計算例】

○ 一括返済の場合（貸付金額500万円、信用保証料率1.15%）

信用保証料=500万円×1.15%×保証期間（日数）（※1）÷365

○ 分割返済の場合（貸付金額500万円、信用保証料率1.15%）

信用保証料=500万円×1.15%×回数別係数（※2）×保証期間（日数）÷365

※1 保証期間は、貸付実行予定日の翌日から、保証期限日までの総日数となります。

※2 回数別係数は、分割で弁済される場合の返済方法、返済回数により定めた信用保証料を割り引くための掛け目となります。

Q 4. 信用保証料率に割引制度はありますか？

A. 信用保証料率には、2つの割引制度があります。

【有担保割引】

信用保証に際し、物的担保の提供がある場合、0.1%割引となる場合があります。

【会計参与設置会社に対する割引】※個人事業者、組合、医療法人等は対象となりません。

会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類を提出いただいた場合、0.1%割引を行います。

Q 5. 条件変更をした場合、信用保証料はどうなりますか？

A. 保証金額・返済方法・保証期限の変更を行った場合は、信用保証料の再計算を行います。

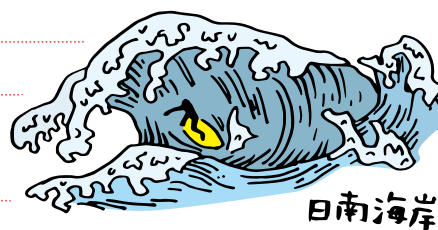
変更決定日時点において、変更前の未経過分と変更後保証料の差額について徴求または返戻をさせていただきます。

Q 6. 信用保証料は戻ってきますか？

A. 保証期限前に保証付融資が完済された場合、当協会の規定により信用保証料の一部を返戻できる場合があります。

金融機関からの完済報告に基づき返戻できる信用保証料が算出された場合、中小企業者宛に「保証料返戻口座確認書」をお送りします。振込口座等必要事項をご記入の上ご返送いただいたものについて、毎月20日頃に送金手数料を差し引き、ご指定口座に送金いたします。なお、振込口座名義は中小企業者ご本人名義に限らせていただいております。

MEMO



9. 主な信用保証制度の紹介

信用保証制度の種類

●協会制度●

制 度 名	資金使途	保証限度額	保証期間	融資利率	保証料率
一 般 保 証	運転・設備	個人・法人 2 億円	原則20年以内	金融機関所定	0.45%～1.90%
事業者カードローン	運転・設備	100万円以上2,000万円	1 年又は 2 年	金融機関所定	0.39%～1.62%
当座貸越根保証	運転・設備	100万円以上 2 億8,000万円	1 年又は 2 年	金融機関所定	0.39%～1.62%
流動資産担保融資保証	運転・設備	2 億円	根保証 1 年間 個別保証 1 年以内	金融機関所定	0.68%
事業再生保証	運転・設備	2億円	10年以内	金融機関所定	2.20%
経営力強化保証	運転・設備	個人・法人 2億8,000万円	一括返済1年以内 運転5年以内 設備7年以内	金融機関所定	責任共有対象 0.45%～1.75% 責任共有対象外 0.50%～2.00%
創業等関連保証	運転・設備	個人・法人 1,500万円 一般関係無担保保険 8,000万円以内	10年以内	金融機関所定	1.00%
事業承継サポート保証	運転・設備	法人 2億8,000万円	15年以内	金融機関所定	1.15%
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	運転・設備	個人・法人 2 億8,000万円	10年以内	金融機関所定	(1～4、6号) 0.80% (5、7、8号) 0.70%
危機関連保証	運転・設備	個人・法人 2億8,000万円	10年以内	金融機関所定	0.80%

●宮崎県中小企業融資保証制度●

制 度 名		資金使途	保証限度額	保証期間	融資利率	保証料率
創 業・ 新分野進出 支援貸付	創 業・ 新 分 野	運転・設備	運転1億円 設備1億円	運転7年以内 設備10年以内	0.80%～1.50%	0.40%～1.35%
	女性・若者・シニア・ U I J ターン・地域応援・ 受 動 喫 煙 対 策		2,000万円			0.40%～1.20%
	少 額		500万円	5年以内	金融機関所定	0.35%～1.00%
	経 営 安 定 貸 付		運転・設備	5,000万円	運転7年以内 設備10年以内	0.90%～2.00%
事業承継・ 経営支援・ 災害対策 貸付	借 換	運転・設備	5,000万円	10年以内	経営安定貸付の 融資利率以内	0.45%～1.65%
	経 営 支 援		1億円		金融機関所定 (2.20%以下)	
	事 業 承 継				0.60%～1.30%	0.40%～1.05%
	売 上 減 少		運転3,000万円 設備5,000万円	運転7年以内 設備10年以内	0.80%～1.50%	0.40%～1.50%
	災 害 対 策					
	災 害 特 例					
B C P						
農 業 ビ ジ ネ ス 進 出 支 援 貸 付		運転・設備	5,000万円	運転7年以内 設備10年以内	0.80%	0.60%

◆この他にも多数の保証制度を取り扱っております。保証協会HP (<http://www.miyazaki-cgc.or.jp>) に「令和3年度信用保証のご案内」を掲載しておりますので、ご活用ください。

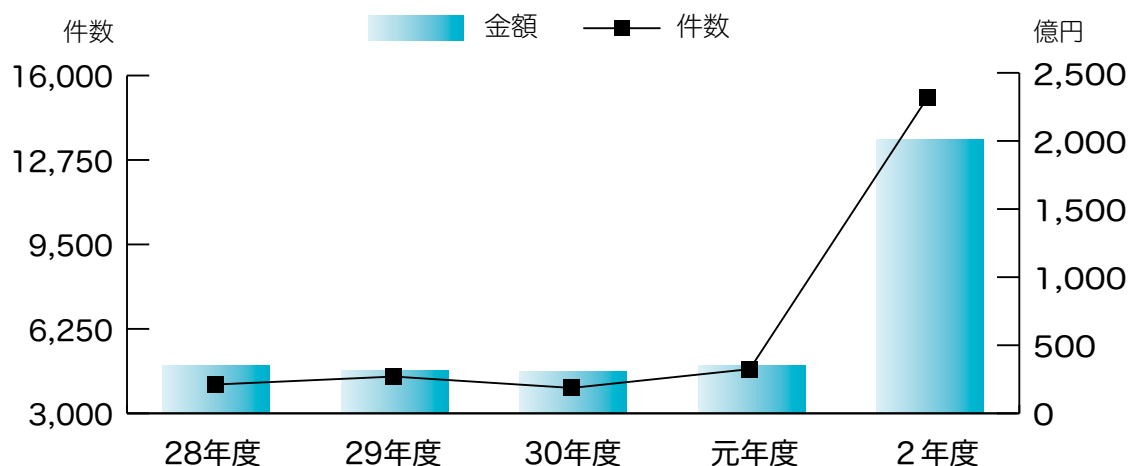
●市・町制度●

制 度 名			資金使途	保証限度額	保証期間	融資利率	保証料率
宮崎市	中小企業融資	一 般 資 金	運転・設備	1,000万円	7 年以内	1.95%	0.00%～0.65%
		緊急経営支援資金		500万円		1.55%	
		短 期 資 金	運転	300万円	1 年以内		
	創 業 支 援 資 金 融 資	運転・設備	1,500万円	10年以内	1.60%		
都城市	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	1,000万円	7 年以内	1.80%	0.00%～0.65%
	小 口 零 細 企 業 融 資					1.60%	0.00%～0.85%
延岡市	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	1,000万円	7 年以内	1.80%	0.00%～0.65%
	小 規 模 企 業 特 別 融 資					1.60%	0.00%～0.85%
日南市	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	1,000万円	7 年以内	1.80%	0.00%（市補助）
	小 口 零 細 企 業 特 別 融 資					1.60%	
西都市	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	1,000万円	運転 7 年以内 設備10年以内	1.80%	
	小 規 模 事 業 者 特 別 融 資					1.60%	
日向市	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	1,000万円	10年以内	1.80%	
	小 規 模 企 業 特 別 融 資					1.60%	
串間市	小 規 模 事 業 者 融 資		運転・設備	1,000万円	7 年以内	1.80%	
	小 口 零 細 企 業 融 資					1.60%	
小林市	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	1,000万円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	1.80%	
	小 口 零 細 企 業 特 別 融 資					1.60%	
えびの市	小 規 模 事 業 特 別 融 資		運転・設備	500万円	6 年以内	1.80%	
	小 口 零 細 企 業 融 資					1.60%	
三股町	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	500万円	7 年以内	1.80%	
	小 規 模 企 業 特 別 融 資					1.60%	
高原町	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	500万円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	1.80%	
	小 規 模 企 業 融 資					1.60%	
国富町	小 規 模 事 業 者 特 別 融 資		運転・設備	500万円	運転 7 年以内 設備10年以内	1.80%	
	小 規 模 事 業 者 小 口 融 資					1.60%	
綾町	中 小 企 業 者 特 別 融 資		運転・設備	500万円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	1.80%	
	小 規 模 事 業 者 特 別 融 資					1.60%	
高鍋町	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	500万円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	1.80%	
	小 口 零 細 企 業 融 資					1.60%	
新富町	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	500万円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	1.80%	
	小 規 模 企 業 特 別 融 資					1.60%	
木城町	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	500万円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	1.80%	
	小 規 模 企 業 特 別 融 資					1.60%	
川南町	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	500万円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	1.80%	
	小 口 零 細 企 業 融 資					1.60%	
都農町	保 証 料 補 助 制 度		運転・設備	500万円	県制度「経営安定・事業再生資金 7 貸付」「緊急経営対策資金 1 貸付」のいずれかを利用した町内企業者に対し、1 年度あたり年 8 万円を限度に保証料を補助		
門川町	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	500万円	7 年以内	1.80%	0.00%（町補助）
	小 口 零 細 企 業 融 資					1.60%	
高千穂町	中 小 企 業 者 特 別 融 資		運転・設備	500万円	運転 7 年以内 設備 7 年以内	1.90%	
	小 口 零 細 企 業 融 資					1.80%	
日之影町	中 小 企 業 特 別 融 資		運転・設備	500万円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	1.90%	
	小 口 零 細 企 業 融 資					1.80%	
五ヶ瀬町	中 小 企 業 者 特 別 融 資		運転・設備	500万円	運転 5 年以内 設備 7 年以内	1.90%	
	小 口 零 細 企 業 融 資					1.80%	

10. 近年の業務実績及び保証承諾統計

近年の業務実績（5ヵ年分）

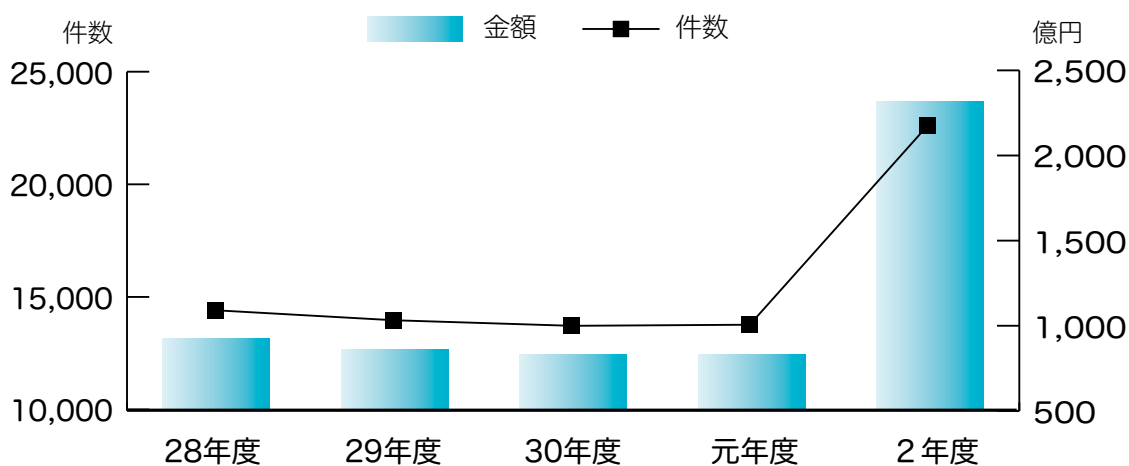
保証承諾



(単位：件、億円)

年 度	件 数	金 額	前年比
28	4,111	355	97.5%
29	4,416	318	89.4%
30	3,978	308	97.1%
元	4,702	348	113.1%
2	15,162	2,007	575.8%

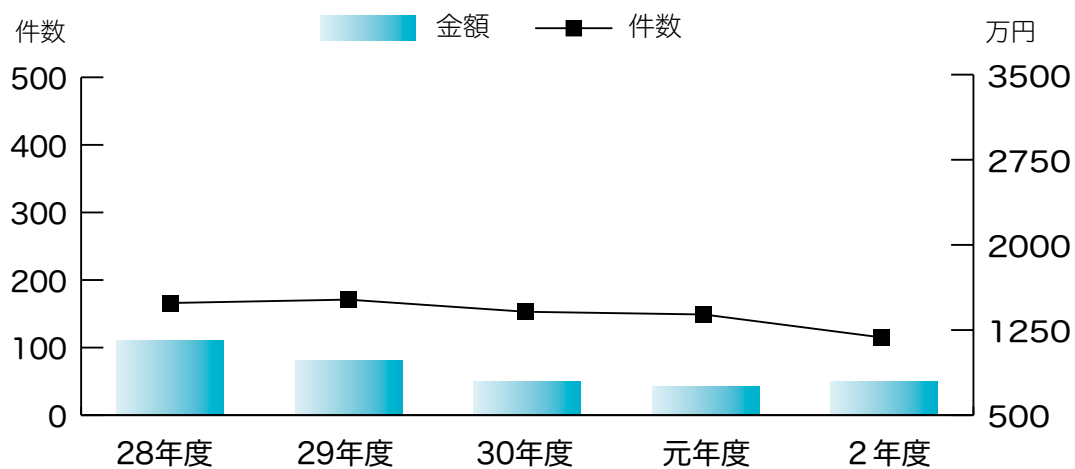
保証債務残高



(単位：件、億円)

年 度	件 数	金 額	前年比
28	14,407	926	96.6%
29	13,965	861	93.0%
30	13,718	829	96.2%
元	13,766	833	100.6%
2	22,610	2,318	278.1%

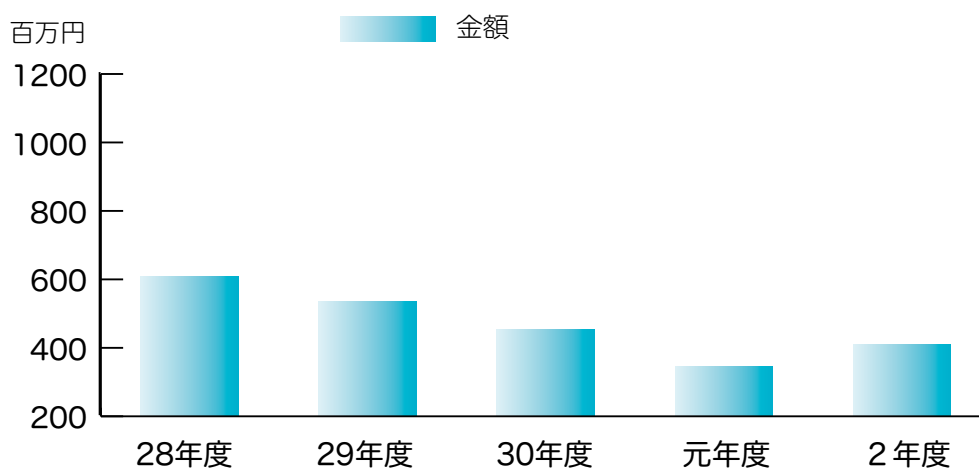
代位弁済（元利計）



(単位：件、百万円)

年 度	件 数	金 額	前年比
28	166	1,154	103.0%
29	171	981	85.0%
30	153	793	80.8%
元	149	755	95.2%
2	115	797	105.6%

求償権回収金

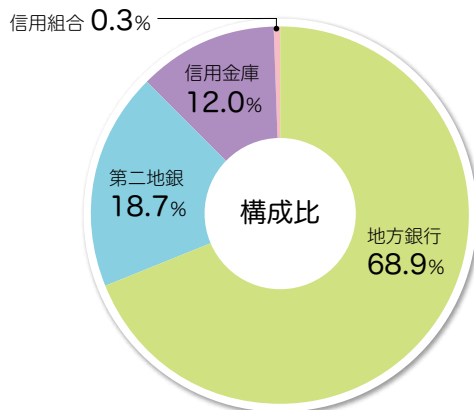


(単位：件、百万円)

年 度	金 額	前年比
28	608	71.7%
29	536	88.2%
30	455	84.9%
元	345	75.8%
2	411	119.3%

保証承諾統計（3カ年分）

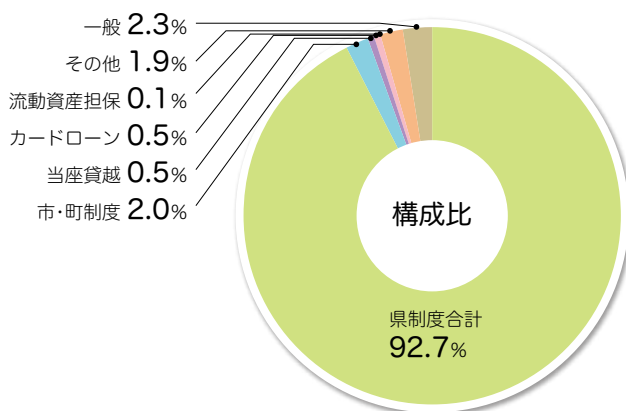
金融機関群別 保証承諾



区 分	30年度		元年度		2年度		(単位：百万円)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	構成比	前年度比
都 市 銀 行	1	30	3	65	5	86	0.0%	132.3%
地 方 銀 行	1,730	15,865	1,860	17,557	8,738	138,289	68.9%	787.7%
第 二 地 銀	929	7,745	1,190	9,010	3,304	37,515	18.7%	416.4%
信 用 金 庫	1,252	6,744	1,574	7,667	3,032	24,028	12.0%	313.4%
信 用 組 合	58	350	62	422	77	666	0.3%	157.8%
政 府 系 機 関	8	92	13	128	6	67	0.0%	52.3%
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0.0%	—
合 計	3,978	30,826	4,702	34,849	15,162	200,651	100.0%	575.8%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

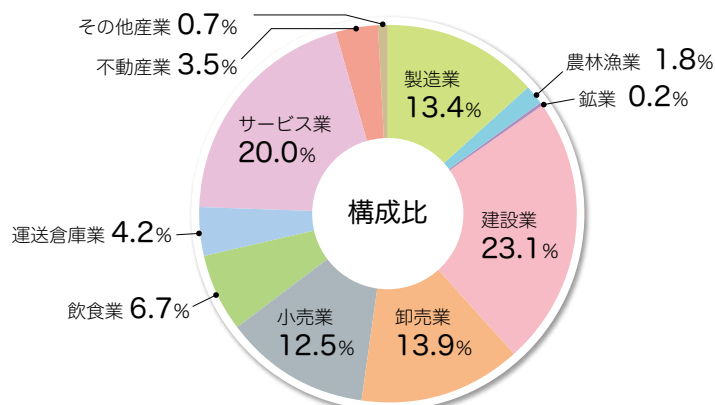
制度別保証承諾



区 分	30年度		元年度		2年度		(単位：百万円)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	構成比	前年度比
創業・新分野進出資金	18	292	19	175	26	194	0.1%	110.9%
経営安定・事業再生資金	829	9,503	704	8,390	370	5,039	2.5%	60.1%
事業拡大資金	31	465	46	738	33	589	0.3%	79.8%
金融機関提案型資金	70	757	40	346	13	121	0.1%	35.0%
緊急経営対策資金	4	29	102	1,166	12,612	180,053	89.7%	15441.9%
(県 制 度 合 計)	952	11,046	911	10,815	13,054	185,995	92.7%	1719.8%
市・町制度	2,030	8,420	2,088	9,040	1,012	3,963	2.0%	43.8%
経営安定関連	0	0	4	54	3	23	0.0%	42.6%
根 保 証	3	75	0	0	0	0	—	—
当 座 貸 越	71	1,220	65	997	56	1,012	0.5%	101.5%
長 期 経 営	0	0	0	0	0	0	0.0%	—
カ ー ド ロ ー ン	196	1,116	194	1,036	180	995	0.5%	96.0%
特 定 社 債	0	0	0	0	0	0	0.0%	—
流 動 資 産 担 保	4	219	4	219	3	248	0.1%	113.2%
経 営 力 強 化 保 証	1	84	0	0	0	0	0.0%	—
そ の 他	417	2,350	1,102	5,604	669	3,834	1.9%	68.4%
一 般	304	6,295	334	7,084	185	4,582	2.3%	64.7%
合 計	3,978	30,826	4,702	34,849	15,162	200,651	100.0%	575.8%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

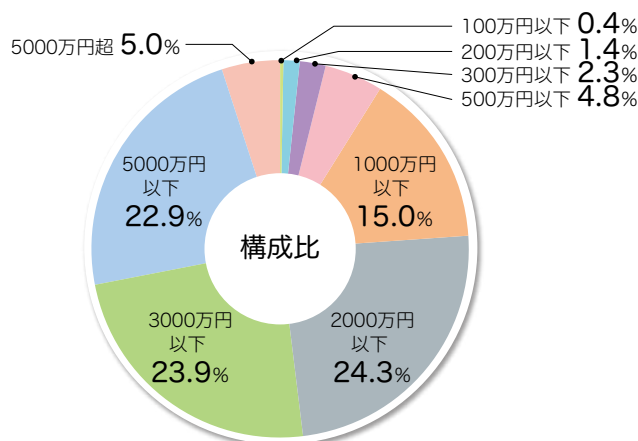
業種別保証承諾



区 分	30年度		元年度		2年度		(単位：百万円)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	構成比	前年度比
製 造 業	428	3,742	516	4,199	1,706	26,879	13.4%	640.1%
農 林 漁 業	68	589	92	768	229	3,685	1.8%	479.8%
鉱 業	3	35	3	90	14	365	0.2%	405.6%
建 設 業	1,256	9,276	1,345	9,504	3,357	46,294	23.1%	487.1%
卸 売 業	373	3,783	419	4,326	1,507	27,810	13.9%	642.9%
小 売 業	603	3,951	711	3,940	2,197	25,118	12.5%	637.5%
飲 食 業	305	1,617	405	2,064	1,926	13,505	6.7%	654.3%
運 送 倉 庫 業	90	1,139	112	1,345	382	8,359	4.2%	621.5%
サ ー ビ ス 業	640	4,197	823	5,449	3,148	40,153	20.0%	736.9%
不 動 産 業	141	1,938	207	2,424	547	7,123	3.5%	293.9%
そ の 他 産 業	71	559	69	740	149	1,361	0.7%	183.9%
合 計	3,978	30,826	4,702	34,849	15,162	200,651	100.0%	575.8%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

金額別保証承諾



平均保証金額

【30年度】7,749千円

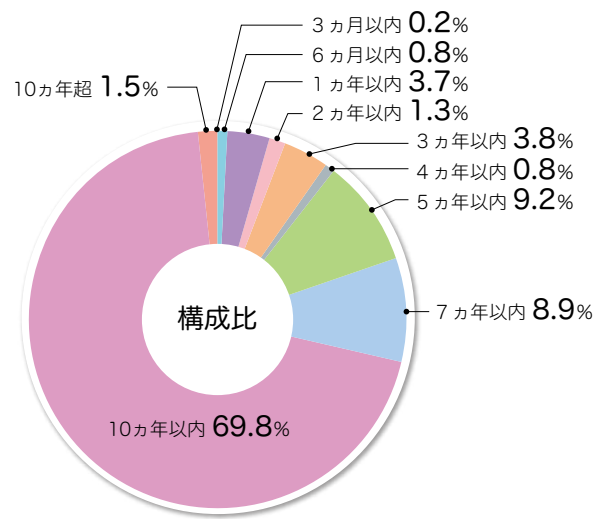
【元年度】7,412千円

【2年度】13,234千円

区 分	30年度		元年度		2年度		(単位：百万円)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	構成比	前年度比
100万円以下	249	219	284	260	929	849	0.4%	326.5%
100万円超～200万円以下	547	963	634	1,128	1,539	2,773	1.4%	245.8%
200万円超～300万円以下	690	1,973	969	2,799	1,579	4,570	2.3%	163.3%
300万円超～500万円以下	851	3,824	1,022	4,582	2,074	9,552	4.8%	208.5%
500万円超～1,000万円以下	1,055	8,912	1,203	10,316	3,416	30,131	15.0%	292.1%
1,000万円超～2,000万円以下	346	5,606	320	5,193	2,754	48,776	24.3%	939.3%
2000万円超～3,000万円以下	125	3,359	135	3,660	1,649	48,021	23.9%	1312.0%
3,000万円超～5,000万円以下	86	3,568	106	4,571	1,064	45,918	22.9%	1004.6%
5,000万円超	29	2,402	29	2,339	158	10,062	5.0%	430.2%
計	3,978	30,826	4,702	34,849	15,162	200,651	100.0%	575.8%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

期間別保証承諾

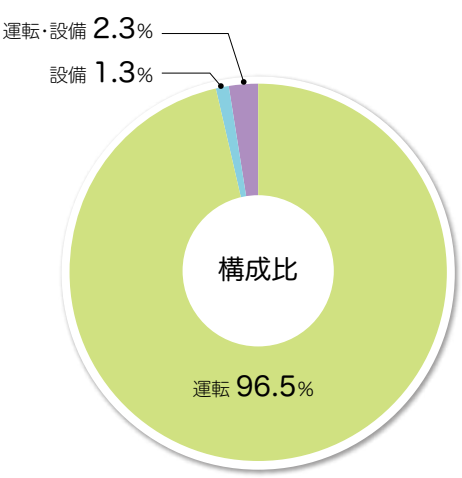


平均保証期間 【30年度】 56.9ヶ月 【元年度】 52.7ヶ月 【2年度】 93.7ヶ月

区 分	30年度		元年度		2年度		(単位：百万円)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	構成比	前年度比
3ヵ月以内	140	894	105	796	49	363	0.2%	45.6%
3ヵ月超～6ヵ月以内	276	2,447	238	2,082	116	1,565	0.8%	75.2%
6ヵ月超～1ヵ年以内	539	6,404	916	8,868	711	7,376	3.7%	83.2%
1ヵ年超～2ヵ年以内	489	2,788	767	3,254	462	2,626	1.3%	80.7%
2ヵ年超～3ヵ年以内	126	342	109	234	635	7,682	3.8%	3282.9%
3ヵ年超～4ヵ年以内	70	178	94	240	192	1,652	0.8%	688.3%
4ヵ年超～5ヵ年以内	611	3,027	652	3,045	1,615	18,382	9.2%	603.7%
5ヵ年超～7ヵ年以内	1,332	8,111	1,421	9,323	2,119	17,906	8.9%	192.1%
7ヵ年超～10ヵ年以内	291	3,826	291	3,809	9,164	140,085	69.8%	3677.7%
10ヵ年超	104	2,809	109	3,198	99	3,013	1.5%	94.2%
計	3,978	30,826	4,702	34,849	15,162	200,651	100.0%	575.8%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

資金使途別保証承諾

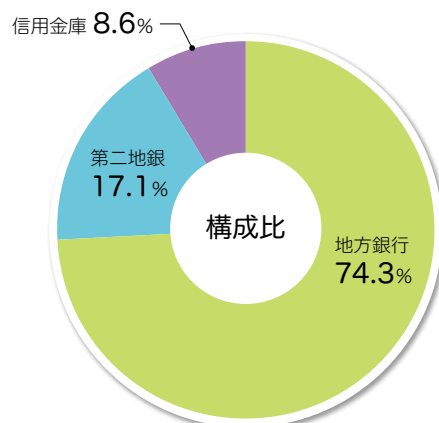


区 分	30年度		元年度		2年度		(単位：百万円)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	構成比	前年度比
運 転	2,848	22,772	3,480	26,103	14,320	193,595	96.5%	741.7%
設 備	457	2,013	558	3,166	393	2,536	1.3%	80.1%
運 転 ・ 設 備	673	6,040	664	5,580	449	4,520	2.3%	81.0%
合 計	3,978	30,826	4,702	34,849	15,162	200,651	100.0%	575.8%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

代位弁済

金融機関別代位弁済



平均代位弁済額

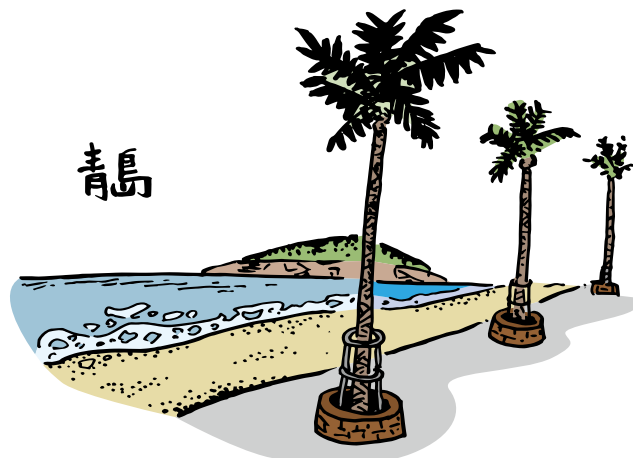
【30年度】 5,182千円

【元年度】 5,065千円

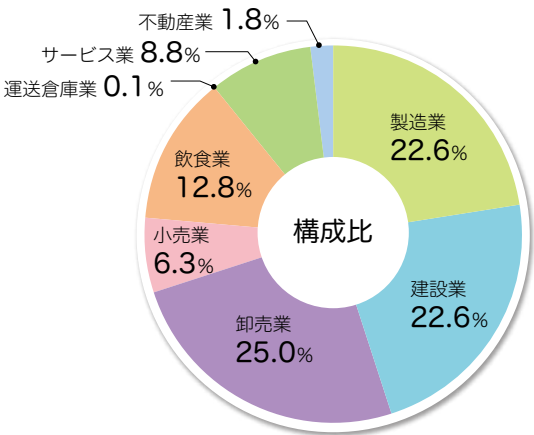
【2年度】 6,931千円

区 分	30年度		元年度		2年度		(単位：千円)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	構成比	前年度比
都 市 銀 行	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
地 方 銀 行	75	464,236	61	337,979	70	591,803	74.3%	175.1%
第 二 地 銀	44	184,073	41	253,047	27	136,402	17.1%	53.9%
信 用 金 庫	33	141,084	46	162,919	18	68,819	8.6%	42.2%
信 用 組 合	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
政 府 系 機 関	1	3,407	1	693	0	0	0.0%	-
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
合 計	153	792,800	149	754,637	115	797,024	100.0%	105.6%

※千円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。



業種別代位弁済



区 分	30年度		元年度		2年度		(単位：千円)		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	構成比	前年度比	
製 造 業	20	166,399	9	64,220	19	180,005	22.6%	280.3%	
農 林 漁 業	2	6,307	0	0	0	0	0.0%	-	
鉱 業	0	0	0	0	0	0	0.0%	-	
建 設 業	26	113,945	39	286,653	24	179,913	22.6%	62.8%	
卸 売 業	20	90,387	13	48,515	21	199,075	25.0%	410.3%	
小 売 業	25	75,052	28	118,068	14	50,207	6.3%	42.5%	
飲 食 業	27	84,493	19	41,418	18	102,068	12.8%	246.4%	
運 送 倉 庫 業	6	117,591	5	46,560	1	1,172	0.1%	2.5%	
サ ー ビ ス 業	23	123,158	27	89,354	15	70,365	8.8%	78.7%	
不 動 産 業	4	15,467	6	50,556	3	14,220	1.8%	28.1%	
そ の 他 の 産 業	0	0	3	9,293	0	0	0.0%	0.0%	
合 計	153	792,800	149	754,637	115	797,024	100.0%	105.6%	

※千円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。



11. 役員・組織体制

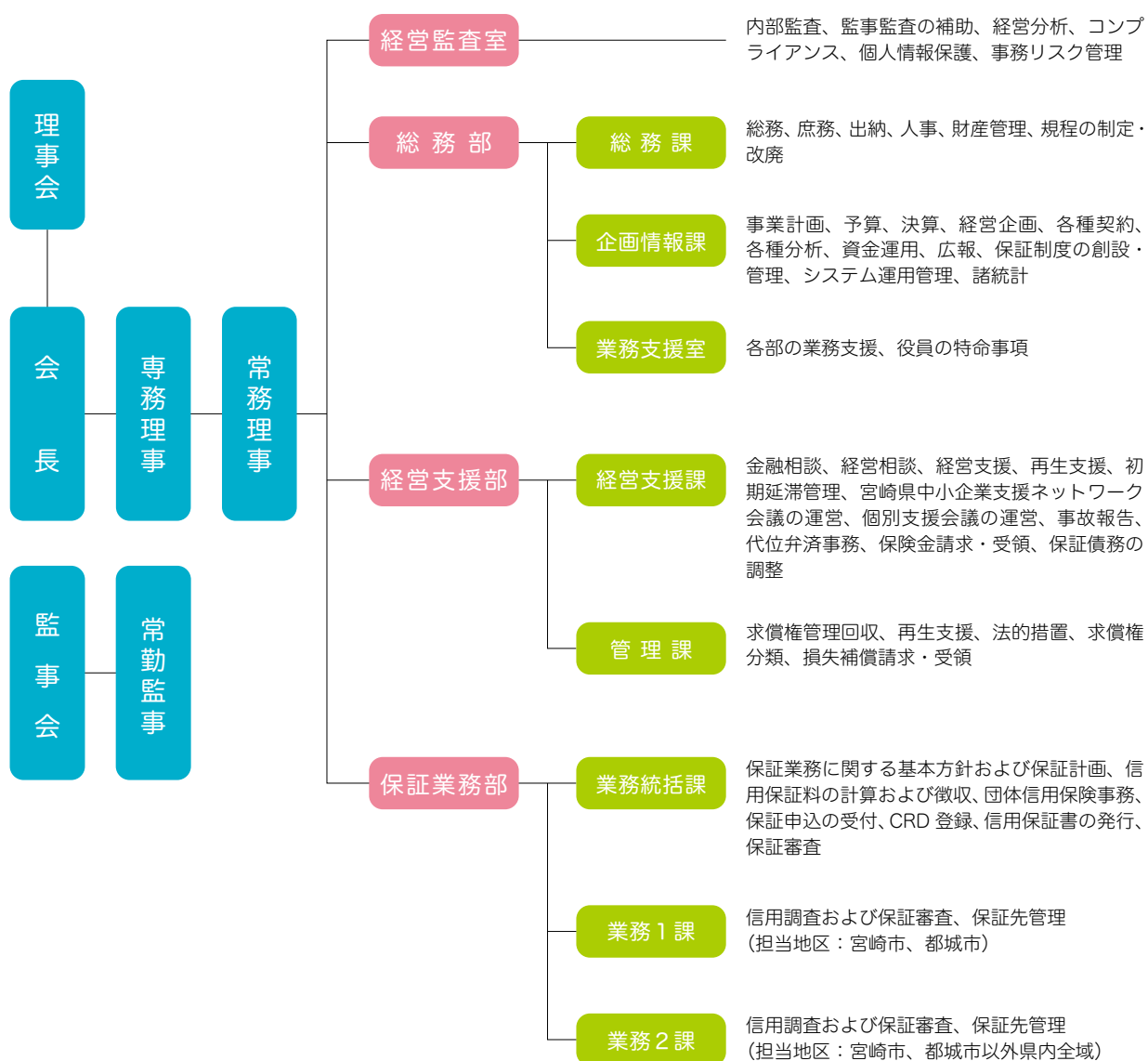
役員名簿

(令和3年6月1日現在)

役職名	氏名	備考
会長	武田 宗 仁	常 勤
専務理事	福 山 裕 茂	常 勤
常務理事	大 町 正 吾	常 勤
理 事	横 山 浩 文	非常勤 宮崎県商工観光労働部長
理 事	戸 敷 正	非常勤 宮崎市長（宮崎県市長会）
理 事	杉 田 浩 二	非常勤 株式会社宮崎銀行頭取
理 事	林 田 洋 二	非常勤 株式会社宮崎太陽銀行頭取
理 事	板 垣 衛	非常勤 宮崎県信用金庫協会会長
理 事	蓬 田 悠	非常勤 商工組合中央金庫宮崎支店長
理 事	米 良 充 典	非常勤 宮崎県商工会議所連合会会頭
理 事	淵 上 鉄 一	非常勤 宮崎県商工会連合会会長
理 事	堀之内 芳 久	非常勤 宮崎県中小企業団体中央会会長
監 事	落 合 正 志	常 勤
監 事	工 藤 経 芳	非常勤 公認会計士
監 事	河 野 正 和	非常勤 都農町長（宮崎県町村会）

組織機構図

役員・組織体制



連絡先

〒880-0804 宮崎市宮田町2番23号

総務部	TEL.(0985)24-8251	FAX.(0985)32-2187
保証業務部	TEL.(0985)24-8253	FAX.(0985)24-8102
経営支援部	TEL.(0985)89-0022	FAX.(0985)22-4155
経営支援部 管理課	TEL.(0985)24-8252	FAX.(0985)22-4155

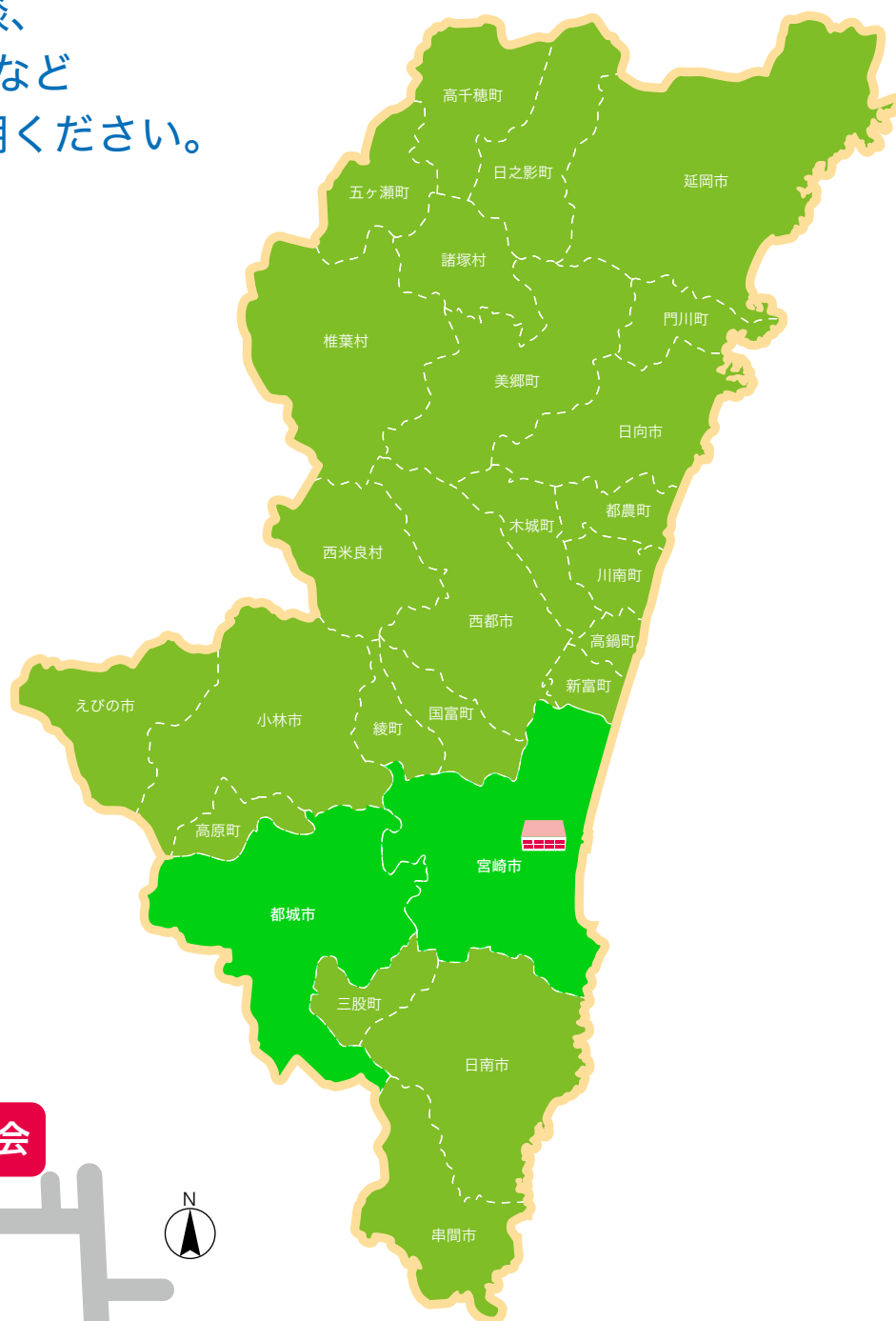
宮崎県信用保証協会のホームページ

当協会のホームページには、信用保証に関する基本的なことや各種保証制度のご紹介など、保証に関する情報を幅広く掲載していますので、是非ご活用ください。

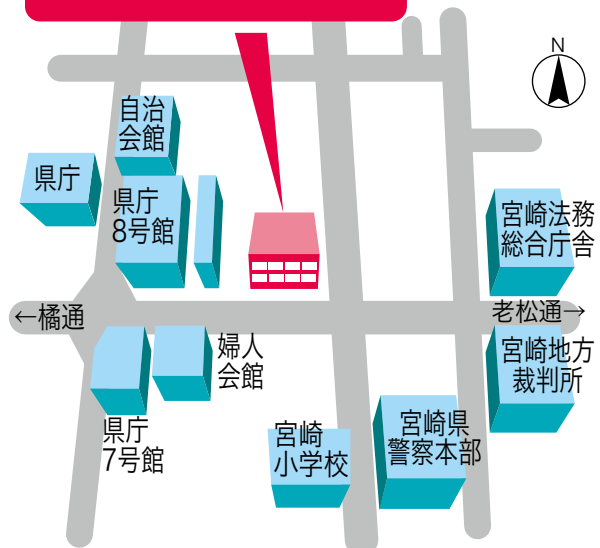
<http://www.miyazaki-cgc.or.jp>

業務管轄区域のご案内

保証申込の相談、
金融・経営相談など
お気軽にご利用ください。



宮崎県信用保証協会



保証業務部

経営支援部

業務1課 宮崎市、都城市

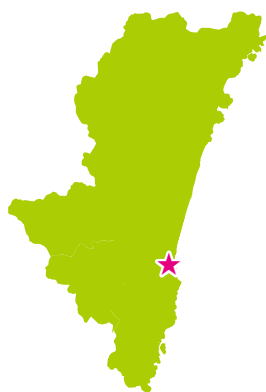
業務2課 宮崎市、都城市以外県内全域

県内全域

Miyazaki Guarantee Report 2021



椎葉村 仙人の棚田 © Shiro KUROGI
クリエイティブ・コモンズ・ライセンス (表示4.0国際)
<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/>



令和3年度 宮崎県信用保証協会の現況
～ディスクロージャー誌 2021～

令和3年8月発行
宮崎県信用保証協会 総務部 企画情報課
〒880-0804 宮崎市宮田町2番23号
TEL : 0985-24-8251 FAX : 0985-32-2187
<http://www.miyazaki-cgc.or.jp/>

▶
ホームページは
こちらから

